

令和4年度第3回 野田市都市計画審議会次第

議事（追加提出分）

議案第1号 野田市都市計画マスタープランの策定について（諮問）

議案第2号 野田市用途地域等の指定基準の策定について（諮問）

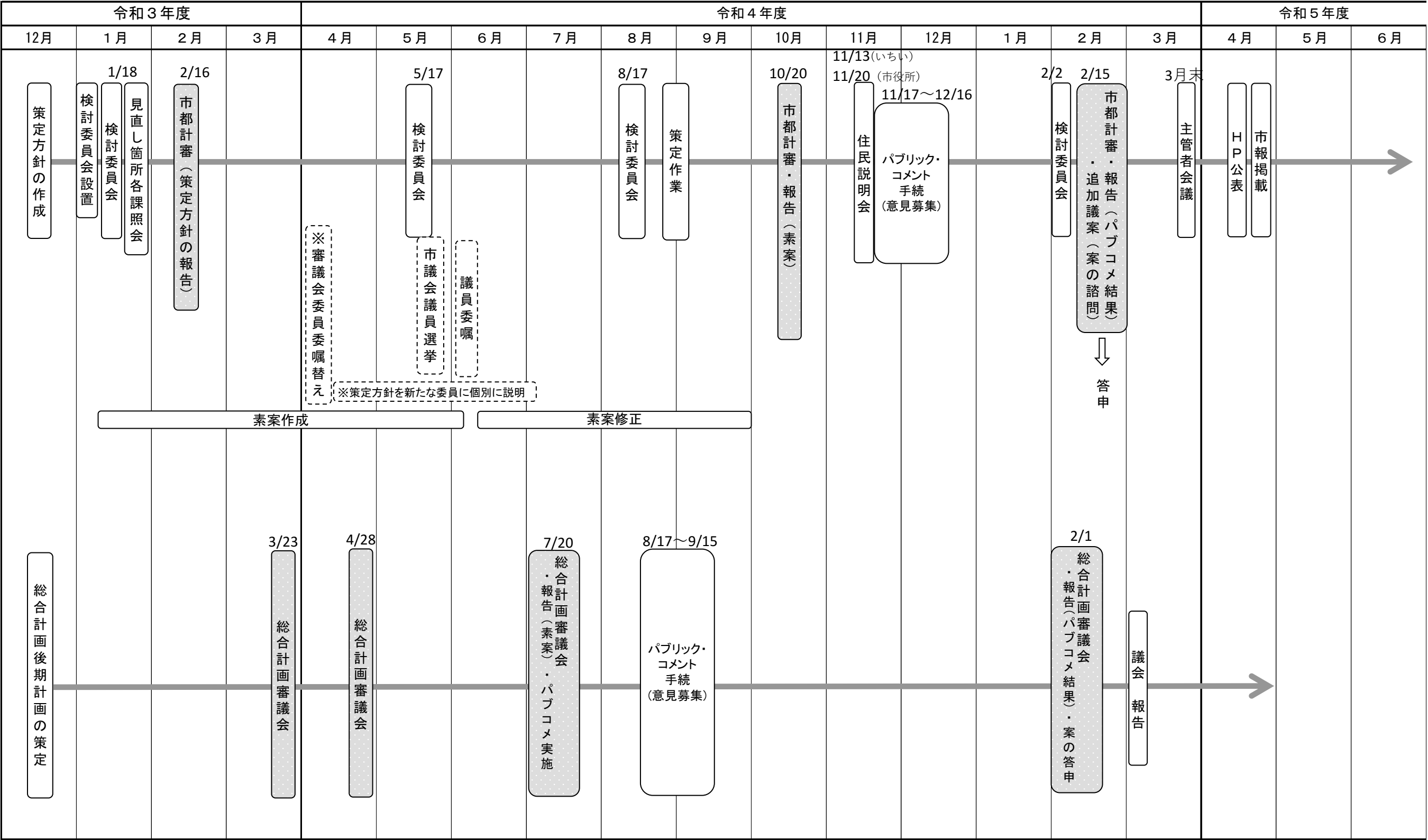
議案第 1 号

野田市都市計画マスタープランの策定について（諮問）

パブリックコメントで出された意見および市の考え方

No.	提出方法	提出日	意見(全文)	市の考え方	対照ページ	都市マス関連箇所	都市マス記載内容	修正の有無	修正内容	関連課
7	直接持参	12/2	(3) 多様な住宅ストックの形成の本文に、「老朽化の・・・長寿命化など、適切に誘導」と記載されているが、2) 具体的な方針が示されていないと思われる。示す必要があると考える。	野田市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年5月31日以前の旧耐震の木造住宅の耐震化を促進していることから、具体的な方針の②民間住宅の供給支援の下線部を追記する修正を行います。 また、野田市マンション管理適正化推進計画を策定する予定で、マンションの管理の適正化を推進していくこととしていることから、具体的な方針に③マンション管理の適正化を追加します。	42	3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり (1) 住まい方に応じた適切な水準の住宅の確保	②民間住宅の供給支援 良質な民間賃貸住宅への支援や、老朽住宅の建て替え誘導・支援、不燃住宅の誘導・支援、住宅に関する相談窓口体制の整備など、良質な民間住宅の供給に向けた総合的な支援を図ります。 ③新規	あり	②民間住宅の供給支援 良質な民間賃貸住宅への支援や、昭和56年5月以前に建築された耐震性の低い木造住宅については耐震診断、耐震改修による耐震化、老朽住宅・マンションの建て替え誘導・支援、不燃住宅の誘導・支援、住宅に関する相談窓口体制の整備など、良質な民間住宅の供給に向けた総合的な支援を図ります。 ③マンション管理の適正化 マンション管理の適正化に関する情報の発信や専門家の派遣等により知識の普及を図ります。また、管理計画認定制度を推進し、管理水準の維持向上を促進します。	都市部
10	直接持参	12/2	50ページ下から1行目の「道路に面した」を「道路、歩行者用通路等に面した」に改める。 理由：災害時には市の防災活動の拠点、あるいは指定（緊急）避難場所となる施設への歩行者用通路も優先的に安全確保する必要があると考える。	歩行者専用の道路についても、道路として取り扱っており、危険ブロック塀等の撤去補助を実施し、危険なブロック塀の撤去を促進しています。このため、原案のとおりとさせていただきます。	50	3-8 災害に強い安全なまちづくり (6) 建築物等の安全対策	建築物などの耐震性の強化、不燃性の誘導に努めます。特に、既存建築物については、野田市耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進します。また、道路に面した危険なブロック塀等の撤去を促進します。	あり	建築物などの耐震性の強化、不燃性の誘導に努めます。特に、既存建築物については、野田市耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進します。また、道路（歩行者専用道路を含む）に面した危険なブロック塀等の撤去を促進します。	都市部

都市計画マスタープラン策定スケジュール



野田市都市計画マスタープラン (案)

野田市の都市計画に関する基本的な方針

令和5年 月

野 田 市

目 次

はじめに

1 策定の背景	1
2 位置付けと役割	3
3 策定の経緯	4
4 都市計画マスタープランの構成	5

第1章 野田市の現況と特性

1-1 まちづくりの経緯	7
1-2 現況と特性	9

第2章 まちづくりの目標

2-1 将来都市像と基本目標	15
2-2 将来都市構造	16

第3章 部門別方針

3-1 都市と自然が調和したまちづくり	25
～土地利用の方針～	
3-2 安全で快適な交通環境づくり	30
～交通体系整備の方針～	
3-3 水やみどりを大切にしたまちづくり	35
～自然環境保全・活用の方針～	
3-4 環境にやさしいまちづくり	38
～環境共生型まちづくりの方針～	
3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり	42
～住宅・住環境整備の方針～	
3-6 資源をいかした風景づくり	44
～都市景観形成の方針～	
3-7 安心して暮らせるまちづくり	46
～福祉のまちづくりの方針～	
3-8 災害に強い安全なまちづくり	49
～防災・防犯まちづくりの方針～	
3-9 野田市を満喫できる環境づくり	52
～健康・スポーツ・文化・観光・レクリエーション環境整備の方針～	

第4章 地区別構想

4-1	中央地区まちづくり構想	58
4-2	東部地区まちづくり構想	62
4-3	南部地区まちづくり構想	66
4-4	北部地区まちづくり構想	70
4-5	川間地区まちづくり構想	74
4-6	福田地区まちづくり構想	78
4-7	関宿北部地区まちづくり構想	82
4-8	関宿中部地区まちづくり構想	86
4-9	関宿南部地区まちづくり構想	90

第5章 実現化への方針

5-1	協力関係によるまちづくりの推進	95
5-2	実現のための取組体制	96
5-3	都市計画制度の活用	97
5-4	東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備	98
5-5	関宿地域の活性化	100

用語集	103
-----	-----

（文章中の＊印で示した用語の意味を説明しています）

はじめに

都市計画マスタープラン策定の背景や他の計画との関係、マスタープランの役割、構成などについて整理しています。

- 1 策定の背景
- 2 位置付けと役割
- 3 策定の経緯
- 4 都市計画マスタープランの構成

はじめに

1

策定の背景

1) 都市計画法に基づくマスタープラン制度

平成4年の都市計画法改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、いわゆる「市町村マスタープラン」の制度が創設されました。これにより住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映させながら、都市のあるべき将来像やまちづくりの方向性を分かりやすく示す、都市計画の基本的な方針づくりが法的に位置付けられました。

市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法抜粋）

- 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
 - 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2) 野田市都市計画マスタープラン策定の目的

前野田市都市計画マスタープランは、平成 14(2002)年9月に策定し、都市づくりを進めてきましたが、策定後 20 年が経過し、目標年次としていた令和 4 年度を迎えました。

この間、人口減少や少子高齢化の進展、経済の低成長、住宅や公共施設等の老朽化、自然災害の頻発、激甚化、地球温暖化など環境問題の深刻化、防災・防犯意識の高まり、コミュニティの多様化など、都市づくりを進める社会情勢や行政需要が大きく変化しました。

本市では、こういった変化に対応するため、平成 28 年に野田市総合計画(*1)を策定し、「～人のつながりがまちを変える～みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」を将来都市像として、まちづくりをスタートさせ、令和 4(2022)年に後期基本計画を策定します。

こうした中、上位・関連計画と整合した都市計画・まちづくりの指針となる「野田市都市計画マスタープラン」を策定しました。

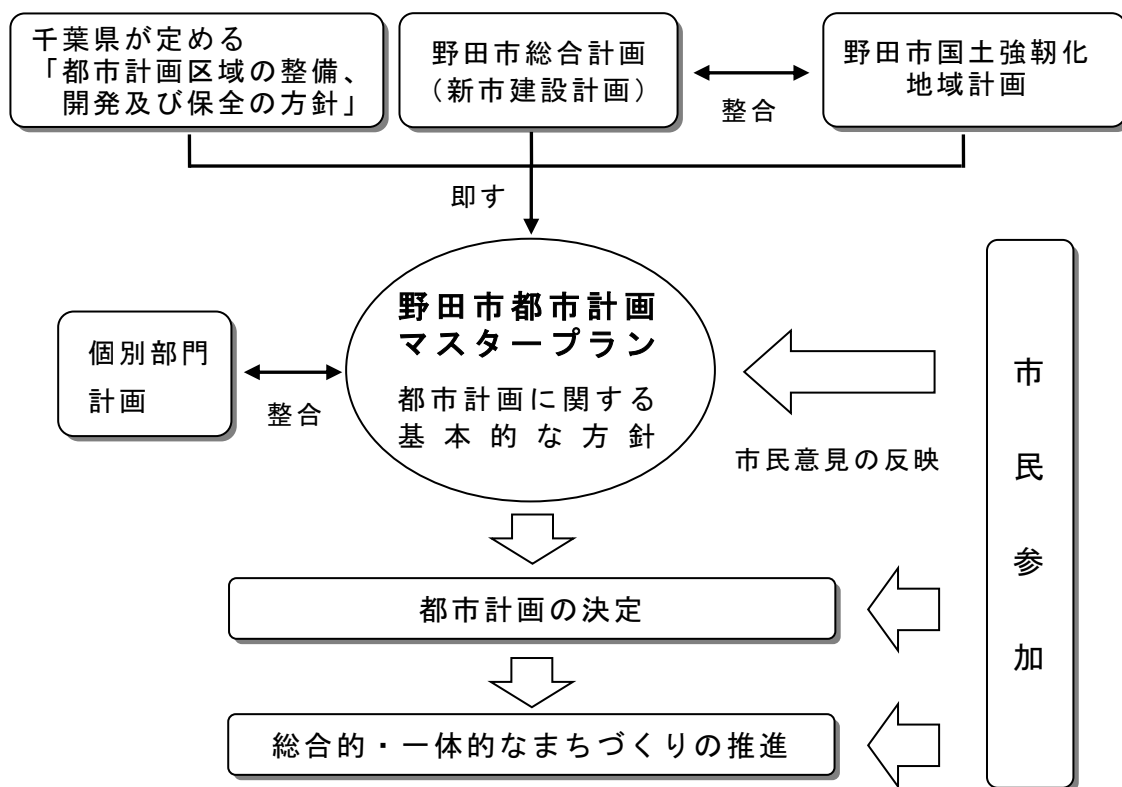
2

位置付けと役割

1) 野田市都市計画マスタープランの位置付け

野田市都市計画マスタープランは、市の建設に関する基本構想である「野田市総合計画」及び「野田市国土強靱化地域計画」と千葉県が定める広域的なまちづくりの計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（※2）に即して策定します。

また、関連する個別部門計画と整合を図るとともに、パブリックコメント（※3）や住民説明会を実施し、市民の意見を十分に反映して策定しました。



2) 野田市都市計画マスタープランの役割

野田市都市計画マスタープランは、以下のような役割を持つものです。

- (1) 目標年次は、令和5（2023）年からおおむね20年後の将来都市像やまちづくりの方向性を明示した市民と行政との共通の方針となります。
- (2) 野田市の都市計画を決定・変更する際の根拠となります。
- (3) 地区ごとのまちづくりを進めていくための方針となります。
- (4) 関連する他分野、個別部門計画との連携による、総合的・一体的なまちづくりを進めるための方針となります。
- (5) 総合計画の見直しや社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3

策定の経緯

1) 都市計画マスタープランの策定の経緯

野田市都市計画マスタープランを全庁を挙げて策定するため、庁内組織として「野田市都市計画マスタープラン検討委員会」を設置し、全体構想や地区別構想について検討を行い、都市計画マスタープランの素案を作成しました。

素案について、野田市都市計画審議会に報告し、意見を頂き、さらに住民説明会やパブリックコメントで頂いた市民意見を踏まえ、検討委員会において都市計画マスタープランの案を作成しました。

その後、野田市都市計画審議会の議を経て、令和5（2023）年3月に野田市都市計画マスタープランを策定しました。

4

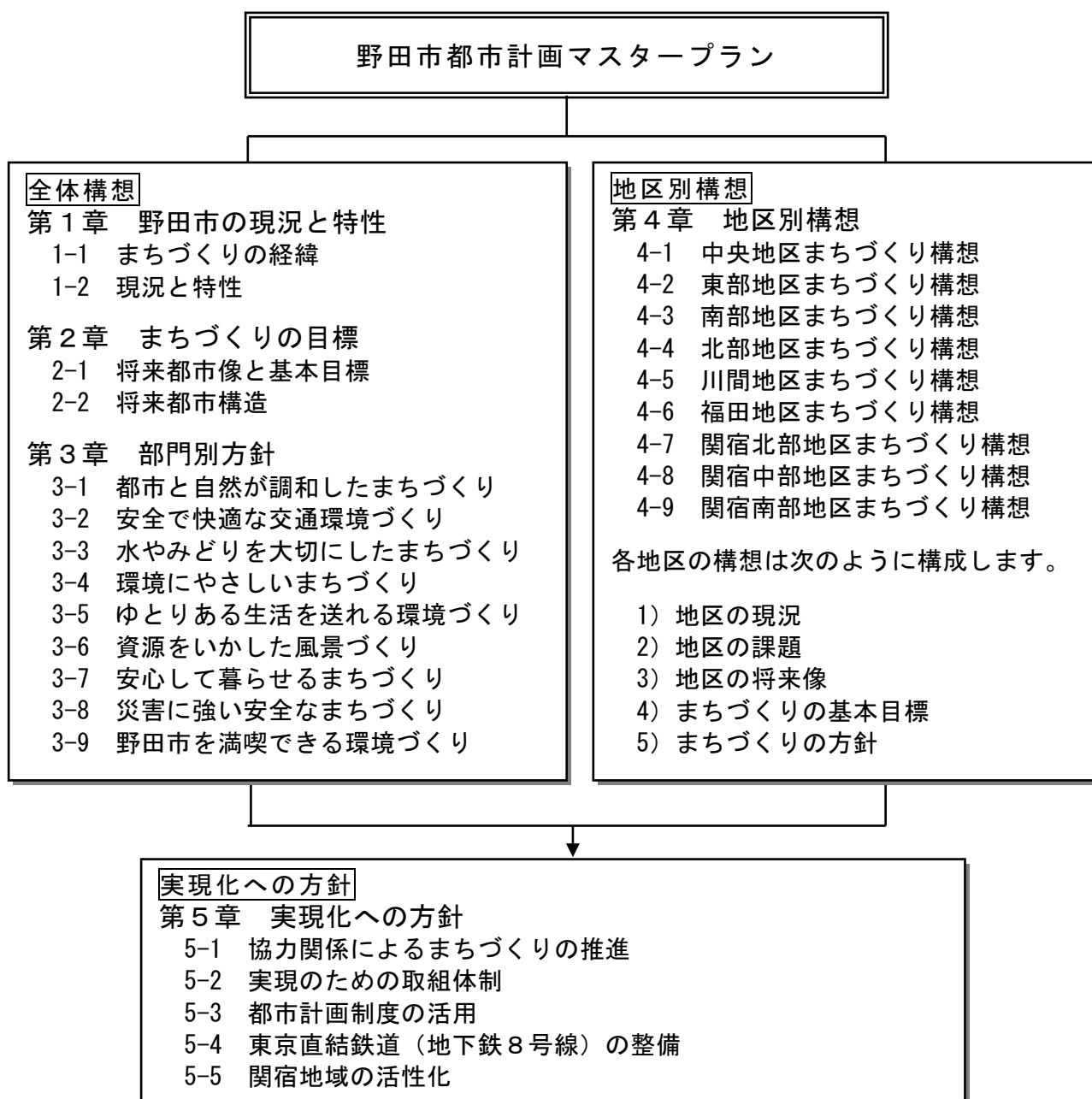
都市計画マスタープランの構成

野田市都市計画マスタープランは、下図のとおり、「全体構想」、「地区別構想」、「実現化への方針」の三つを主体として構成しています。

全体構想は、市全体の現況と特性を踏まえた上で、まちづくりの目標や将来都市構造を明らかにし、これらを実現するために必要な個別の部門ごとに基本的な方針を示しています。

地区別構想は、市域を市民に身近な9地区に区分し、各地区ごとに現況や課題を踏まえた上で、各地区の特性に応じた将来像やまちづくりの基本目標を設定し、これらを実現するための基本的な方針を示しています。

実現化への方針は、本マスタープランを実現するための、基本的な考え方や取組の方針を示しています。



第 1 章 野田市の現況と特性

この章では、野田市の位置的な条件や現在に至るまでの発展の経緯とともに、土地利用、交通体系、産業などの現況や特性を整理しています。

1－1 まちづくりの経緯

1－2 現況と特性

第 1 章 野田市の現況と特性

1-1 まちづくりの経緯

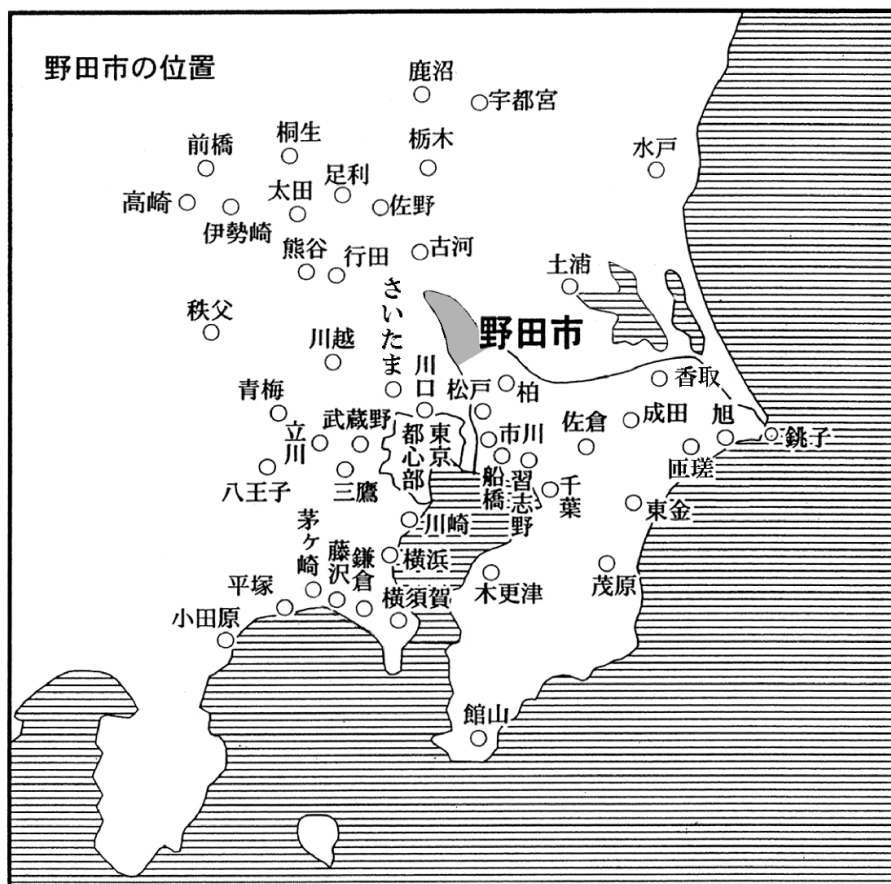
1) 立地条件

本市は、千葉県北西部に位置し、東京都心から約 30 km、県庁所在地千葉市から約 45 km の距離にあり、市域面積は 103.55 km²、南北間約 21 km、東西間約 16 km となっています。

地形的には、市の最北端で利根川、江戸川が分流し、東を利根川、西を江戸川、南を利根運河によって、三方を河川に囲まれております。

また、北は五霞町・境町（茨城県）、幸手市（埼玉県）、南は流山市・柏市、東は坂東市・常総市・守谷市（茨城県）、西は杉戸町・春日部市・松伏町・吉川市（埼玉県）にそれぞれ隣接しています。

平成 15 年（2003 年）6 月 6 日に、旧野田市と旧関宿町が合併し、新しい野田市が誕生しました。



2) 発展の経緯

本市は、水とみどり豊かな自然環境の中で、市域南側の旧野田市は利根川、江戸川の水運をいかして江戸時代から醤油醸造の地として発展し、産業、文化の面においても周辺地域の中心地として繁栄してきました。しかし、近代以降の鉄道・自動車の発達とともに交通体系は大きく変貌し、東京に比較的近距离に位置しながら、周囲を河川に囲まれた地理的条件に阻まれ、都心部に直結した鉄道や道路がなく、首都近郊都市でありながら都市化の進展が緩やかで、落ち着いた街並みを形成してきました。

市域北側の旧関宿町は、戦国時代から「関宿を手に入れることは、一国を取ることに替えがたい」ともいわれ、江戸時代の関宿藩には幕府の川関所が置かれるなどにぎわいを見せましたが、時代の推移により水運の要所としての役割を終えました。同町は、近代将棋の父と称される十三世名人関根金次郎や、戦後の日本将棋連盟を再興した渡辺東一など、将棋界を担った棋士を輩出しました。また、内閣総理大臣を務め、終戦に導いた鈴木貫太郎が居を移すと、同氏が奨励した酪農が全盛となり、豊かな自然とともに農業・畜産業を中心とした第一次産業を基に発展してきました。

近年、東武鉄道野田線の連続立体交差事業による高架運行、都市計画道路の整備や駅周辺のまちづくりやコミュニティバス（まめバス）の運行など、都市基盤の整備を図るとともに、コウノトリをシンボルとした自然、生物多様性の保全、再生、利活用や減農薬及び減化学肥料の取組を全市域で推進し、黒酢米などの農産物のブランド価値を高める取組を行ってきました。

今後のまちづくりにおいては、これまでの発展の方向性を継承しつつ、様々な分野において更なる発展を遂げるようなまちづくりを推進することが求められます。

1-2 現況と特性

1) 人口

野田市の人口は、平成27年（2015年）時点で約15万4千人（常住人口（※4）ベース）であり、平成28年度からスタートした総合計画においては、令和12年（2030年）における将来人口は約15万2千人と想定されています。

2) 土地利用

野田市の土地利用は、野田地域と関宿地域に大別されています。

野田地域は、国道16号以西は主に市街地、以東は農地、ゴルフ場を中心とした土地利用がなされています。

市街地は、その土地利用上の特性から北部、中央及び南部の3地区に区分することができ、北部地区と南部地区は、土地区画整理事業（※5）などにより、計画的に開発・整備された住宅地が広がっています。中央地区は、古くからの醤油工場の集積を中心に工業地、商業地及び住宅地が形成されており、経済、文化、商業及び生活の中心的地域となっています。

また、国道16号以東に関しては川間、東部及び福田の3地区に区分することができ、台地部分は主に、畑地及びゴルフ場として利用されており、低地部分は水田として利用されています。

関宿地域については、関宿北部、関宿中部及び関宿南部の3地区に区分することができ、関宿北部地区は、城跡や史跡等の歴史的遺産による文化的な潤いのある市街地が形成されており、関宿中部地区は、基盤整備が遅れているものの、土地区画整理事業による計画的な市街化が図られ、さらに、関宿はやま工業団地が整備され流通施設等が集積しています。関宿南部地区は、優良な農地と共存する形で集落が形成されています。

(1) 住宅系土地利用

住宅系土地利用としては、北部地区に川間駅南側を中心としたみどり豊かなたたずまいの住宅地が形成されているほか、南部地区におけるみずき一丁目から四丁目などは、景観に配慮した良好な住宅地が形成されています。

また、中央地区においては、古くから市街地が形成されており、密集した市街地の中で、中高層の建築物が点在しています。さらに、江戸川や座生川沿いには、景観に配慮した良好な住宅地が形成されています。

関宿北部地区及び関宿中部地区においては、土地区画整理事業などにより良好な住宅地が形成されつつあります。

ただし、土地区画整理事業によって住宅等の建築が進み、一団のまとま

った住宅予定地が減少しています。

また、空家の9割程度が市街化区域内に分布している状況がある一方、駅から比較的近い圏域においては、空地・空家が発生しても、早い段階で建替えや分譲による建築行為が行われています。

(2) 商業系土地利用

野田市内の商業は、郊外型大型店等の集客力が高い一方で、商業者の高齢化や担い手不足が進む商店街では空き店舗の増加等、衰退傾向にあるところが多くなっています。今後、ますます高齢化が進む中で、商店街は高齢者の買物の場の確保に加えて、地域コミュニティの核としての機能もあることから、地域の身近な商店街の活性化が重要です。そのためには、空き店舗の活用や付加価値の高い品揃え等、商店街の魅力創出を図ります。

商業地は、東武野田線の野田市駅・愛宕駅周辺や中野台地区及びその周辺、川間駅周辺地区、梅郷駅周辺地区及び土地区画整理事業で整備された地区などに形成されています。その他、幹線道路（＊6）沿いに郊外型店舗が立地しており、多様な商業施設による沿道景観が形成されています。

また、関宿地域では、主要地方道沿道に商業の集積が若干見られますが、独自の商圈の形成には至っていません。

(3) 工業系土地利用

野田市駅周辺などの市の中心部では、野田市の産業活動に大きな役割を果たしている醤油醸造業が営まれています。国道16号沿いには中里工業団地、南部工業団地、野田工業団地及び泉地区の工業団地が立地しており、関宿地域においては、主要地方道結城野田線沿いに関宿はやま工業団地、それに隣接して関宿工業団地が立地しています。

その他、七光台地区の北部工業団地は、七光台駅に近接していることから、工場と住宅との混在による土地利用上の問題が見られます。このような住工混在の土地利用を解消するために、既存工業地への工場移転を促進します。

なお、幹線道路沿いには、地区計画を活用した流通業務施設の立地が進んでいます。

3) 交通体系

公共交通については、都心に直結する鉄道がなく、東武野田線が単線であることから、通勤、通学などにおける交通の利便性の向上が求められています。今後は、公共交通の利便性を高めるため、東京直結鉄道（地下鉄8号線）（＊7）の整備、東武野田線連続立体交差事業（＊8）及びそれを契機とした複線化を促進します。

道路網については、広域的な道路として東西方向に主要地方道つくば野

田線、越谷野田線、境杉戸線及び一般県道岩井関宿野田線、南北方向には、国道16号、主要地方道結城野田線、松戸野田線、我孫子関宿線及び市道山崎野田線が機能し、市街地の主要な交通動線としての役割を果たしています。しかし、河川に囲まれている地形上の特性から、幹線道路の橋付近では、日常的な渋滞が発生しているため、4車線化を含めた幹線道路の整備を促進します。

なお、市街地内においても東武野田線の踏切による渋滞が見られましたが、連続立体交差事業による鉄道の高架化により、渋滞緩和が図られています。

地域公共交通網については、路線バス、タクシー、コミュニティバスが運行していますが、高齢化や地理的条件等によりこれらの交通が運行しない交通不便地域が点在しています。買物等の市内拠点への移動など日常生活における利便性の向上施策が必要となるため、各交通機関の輸送力や移動距離等の特性に応じて、地域の実情に合った地域公共交通環境の整備を促進します。

4) 産業

(1) 商業

近年、郊外型・沿道型の大型店の立地が進み、市街地内の商業地においては、店舗の老朽化や後継者問題、駐車場不足、交通アクセス問題、空き店舗の増加、立地動向は低水準となるなど、商業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

(2) 工業

野田市の工業は、市の中心部に長い歴史と伝統を有する醤油醸造業や関連産業により発展し、現在も野田市駅周辺などにおいて、多くの工場が稼働している状況です。

また、国道16号が市の中心を通り、交通の利便性が高いことから、金属・機械を中心とした6か所の工業団地が立地し、市の活力を支えています。

(3) 農業

農地は、その大部分が関宿地域の河川沿いと野田地域の国道16号の東側や南部地区の今上周辺に分布しており、台地部分では、ほうれん草や枝豆、キャベツなどの野菜類の作付けが行われ、低地部では、水稻を中心とした作付けにより農業が営まれています。しかし、近年の高齢化に伴う後継者不足などにより、耕作放棄地が拡大しつつあり、今後の農業の展開が懸念されています。

江川地区においては、自然との調和に配慮した農業経営を行う農業生産

法人が設立され、用水路のしゅんせつ（＊9）や水田の草刈りなどの復田作業が行われ、自然環境保護対策基本計画（＊10）に基づいた自然と共生する地域づくりが推進されています。

5) 自然・歴史・文化

野田市を取り囲む大きな自然環境の要素として、利根川、江戸川及び利根運河の三つの河川や、中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、野田市スポーツ公園などの公園・緑地と合わせて、豊かな自然とのふれあいの場となっています。

また、河川周辺の低地部においては、優良な農地が広がっており、屋敷林に囲まれた農家など一体となった良好な田園風景を見ることができます。その他、国道16号沿いに広がる平地林や、市街地の内部や周辺部に残された谷地群及び斜面林は生物多様性の宝庫であり、野田市の特徴的な自然資源として挙げられます。また、多くの神社・仏閣の中の樹林等は本区域を特徴付けるみどりとしてとらえることができます。

野田市の歴史としては、古くから醤油醸造の地として発展してきた中心市街地から野田市駅にかけての醤油蔵やそれを取り囲む板塀、レンガ塀のほか、醤油醸造の中核を担ってきた醸造家の住宅や興風会館を始めとする登録文化財や近代産業化遺産など、大正期から昭和初期をしのばせる建造物が多数存在しています。

また、代表的な社寺として、野田上町の県指定有形文化財である愛宕神社（本殿）は、野田三か町一帯の総鎮守として位置付けられて、隣接する西光院とともに市街地内においてみどりが少なくなりつつある中で、潤いある空間を形成しています。

本市にあった城跡としては、室町時代に築かれたとされている関宿城があり、江戸時代には関宿藩が設置されていました。関宿城跡近くには、「河川とそれにかかわる産業」をテーマとした県立関宿城博物館があり、シンボリックな天守閣は平成7年に再現されたものです。また、主な著名人としては、近代将棋の父と称される十三世名人関根金次郎や、戦後の日本将棋連盟を再興した渡辺東一など、将棋界を担った棋士を輩出しました。さらに、内閣総理大臣を務め、終戦に導いた鈴木貫太郎翁の遺品の多くを展示した鈴木貫太郎記念館が有名です。

野田市では、野田三か町夏祭りの「野田のつく舞」、清水八幡神社の「ばっばか獅子舞」、下根香取神社の「下根獅子舞・棒剣術」、木間ヶ瀬大杉神社の「武者土囃子」など、伝統の技が冴える民俗芸能が貴重な財産となっています。また、「清水公園のさくらまつり・つつじまつり」、「関宿城さくらまつり」、「野田みこしパレード」、「野田夏まつり躍り七夕」、「関宿まつり」、「野田市産業祭」などの各種イベントも多く開催されています。

6) SDGs（*11）の取組

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものとなっています。

本市のこれからの都市づくりは、このSDGs が掲げる開発目標への貢献も念頭に取り組むことが求められます。



第2章 まちづくりの目標

この章では、今後野田市が目指していく将来像や基本目標とともに、将来の野田市の骨格を形成するゾーン、軸、拠点の三つの柱を基に、将来の都市構造について整理しています。

2－1 将来都市像と基本目標

2－2 将来都市構造

第2章 まちづくりの目標

2-1

将来都市像と基本目標

都市の発展の経緯や社会動向などを踏まえた今後の野田市のまちづくりについては、これまでの発展の方向性を継承し、望ましい将来の姿を構築していく必要があります。近年における人口減少・少子高齢社会の到来に対応し、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすく、多様な都市機能が集積したコンパクト（※12）なまちづくりを目指し、利便性、住みやすさ及び生活環境の一層の向上を図り、それらの成果として若い世代が集い、バランスのよい世代構成を実現することで、今までよりも更に、より多くの市民の力をまち全体の活力の創出と向上につなげていくことが重要となっています。

今後の野田市のまちづくりにおいては、計画されている東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備による利便性の向上をいかした都市機能の充実、地域の良き資源である自然環境の保全・活用及び都市基盤整備の推進による住環境の向上はもとより、近年進展が著しい情報化社会への対応による活力ある地域社会づくりや、地域共生社会の実現など、様々な分野において更なる発展を目指したまちづくりを推進していくことが求められます。その過程において、様々な市民の参加や市民と行政との連携が大切となり、さらに、魅力あるまちの実現に向けて市民自らの努力も重要となっています。新しいマスタープランの策定後においても引き続き、市民と行政との協働作業により、継続的かつ計画的なまちづくりを進め、マスタープランに掲げる将来都市像や基本的な目標については、長期にわたって市民と行政の共通したまちづくり理念となるとともに、まちづくりの主役となる市民にとって分かりやすいものである必要があります。

そこで、本マスタープランにおける将来都市像及び基本目標は、総合計画に掲げる将来都市像及び基本目標と同様のものとし、以下のとおり設定します。

●将来都市像

～人のつながりがまちを変える～
みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち

●基本目標

- ① 自然環境と調和するうるおいのある都市
- ② 生き生きと健やかに暮らせる都市
- ③ 豊かな心と個性を育む都市
- ④ 安全で利便性の高い快適な都市
- ⑤ 市民がふれあい協働する都市
- ⑥ 活力とにぎわいに満ちた都市

2-2

将来都市構造

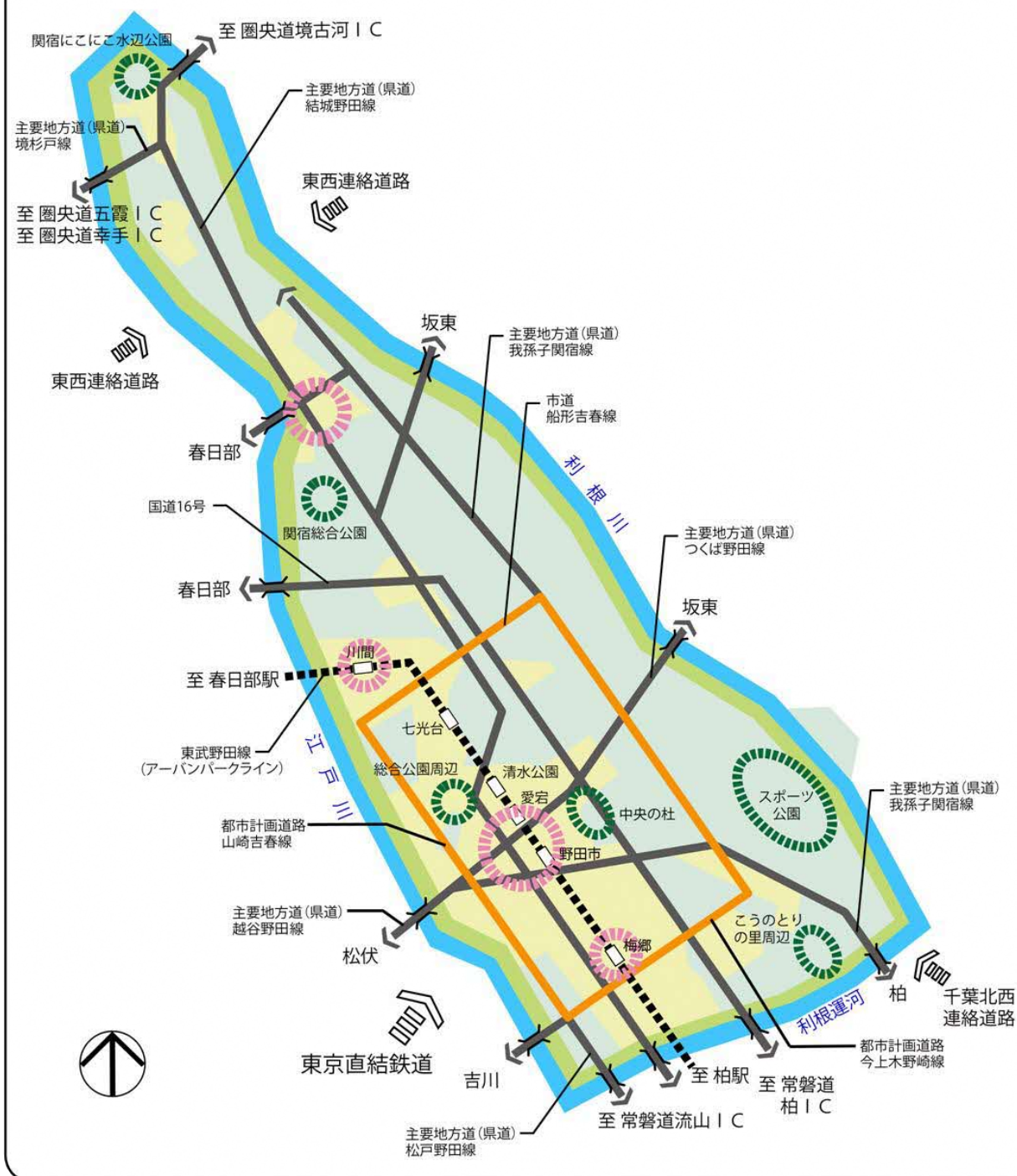
1) 将来都市構造構築の基本的考え方

野田市都市計画マスタープランにおける将来都市構造は、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「野田市総合計画」などの上位計画において既に示されている、都市の骨格となる道路や土地利用の方向を踏まえて、より具体的に将来の望ましい都市の姿を明らかにするものです。

したがって、将来都市構造の構築に当たっては、「野田市総合計画」で示されている都市構造・土地利用の方向を、都市計画の視点から更に深く掘り下げていく必要があります。

このため、新総合計画策定過程の中で頂いた市民と総合計画審議会委員の意見を尊重し、将来都市構造を構築するための課題を抽出し、この課題に基づいて、より具体的な将来都市構造を描いていきます。

総合計画における将来都市構造・土地利用イメージ図

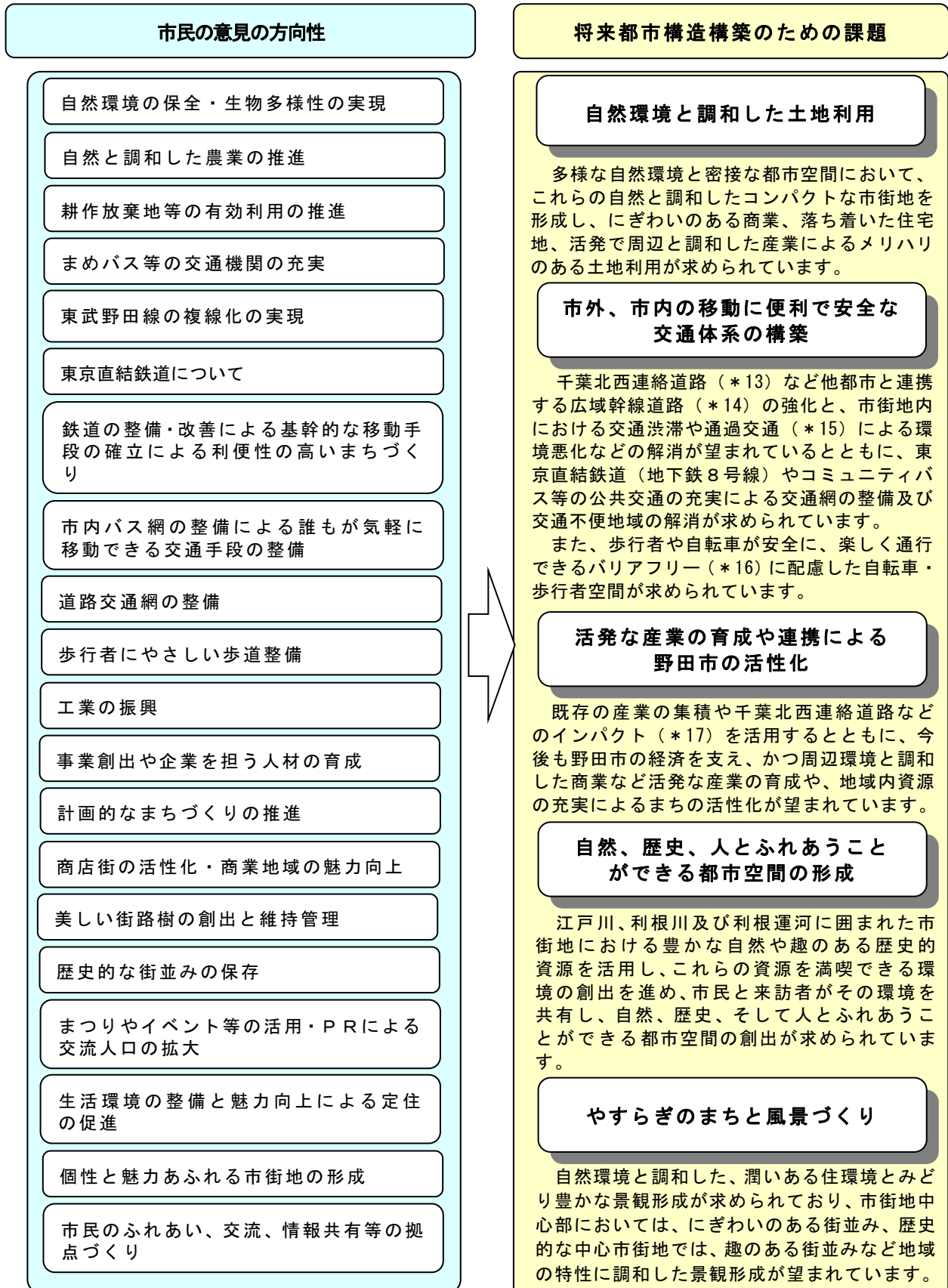


凡 例

- | | | |
|----------------|--------|---------------|
| 市街地ゾーン | 幹線道路 | サービス核 |
| 農業振興ゾーン | 外郭環状道路 | 緑地・レクリエーション拠点 |
| 緑地・レクリエーションゾーン | 鉄道 | 河川 |

2) 将来都市構造構築のための課題

総合計画の策定時に頂いた分野別検討組織の提言書、市民アンケート、地区別懇談会・各界懇談会、パブリック・コメント手続からの市民の意見を集約し、そこから導き出される将来都市構造構築のための課題を整理します。



3) 将来都市構造

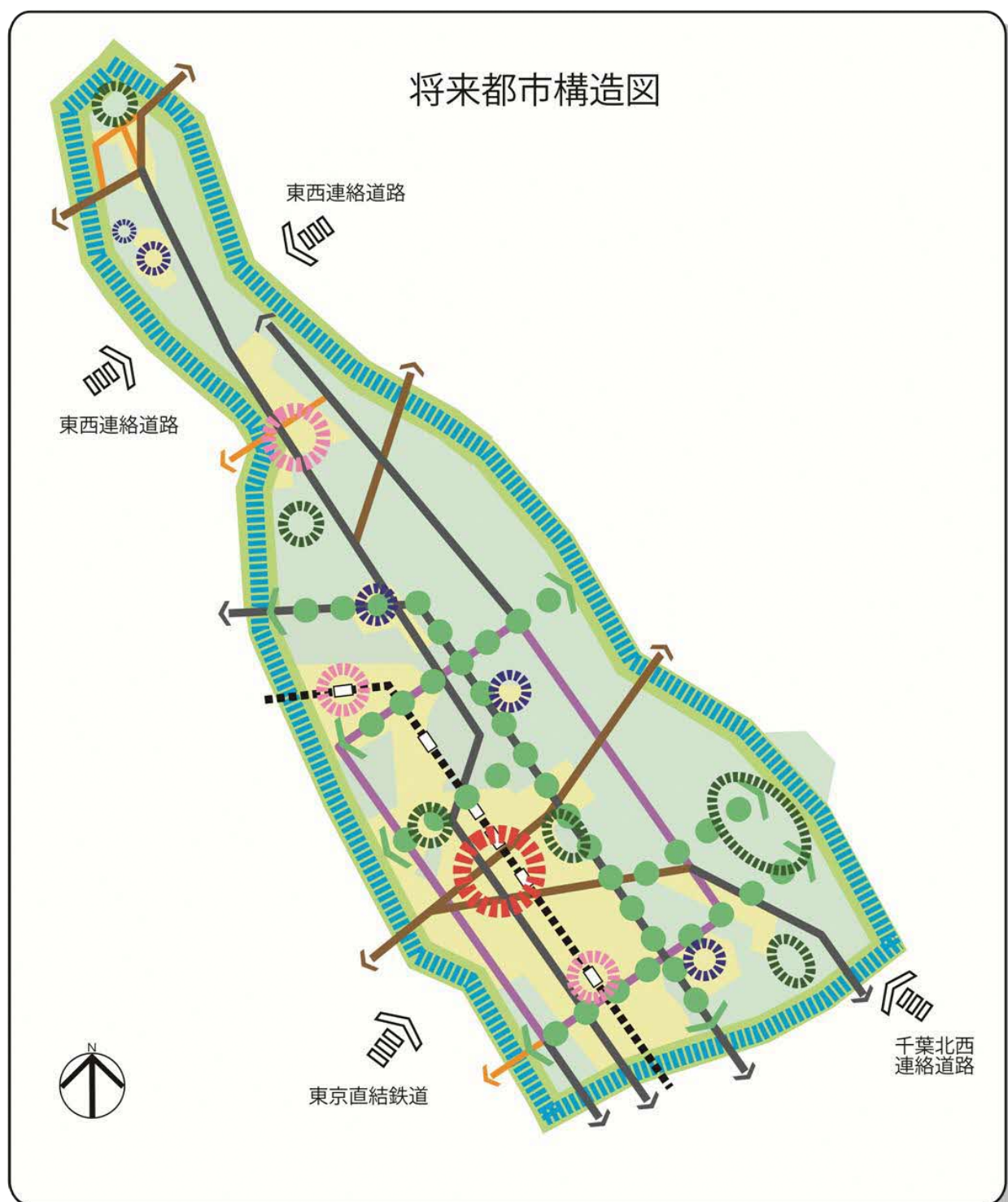
前項の課題に対応した将来都市構造を構築するには、自然環境の保全や良好な居住空間を創出するためのゾーンの形成、にぎわいや活力を生み出すための拠点の形成、地域間や市内での連携を強化する広域的な交通の軸などが必要となります。これらのゾーン、拠点、軸を適正に配置するとともに、東京直結鉄道（地下鉄8号線）や千葉北西連絡道路のインパクトを念頭に置きながら、これらの将来都市構造を構成する要素とその内容を整理します。

将来都市構造構築のための課題	将来都市構造を構成する要素	各ゾーン、拠点、軸の内容
自然環境と調和した土地利用	市街地ゾーン	これまでの発展の経緯や市街化の動向などを踏まえ、野田地域は、主に国道16号以西を市街地ゾーンとして位置付け、豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成を図ります。また、関宿地域においては、関宿北部地区と関宿中部地区において面的な整備が行われている地域を市街地ゾーンとして位置付けます。
	農業振興ゾーン	野田地域は、主に国道16号以東を都市における農業振興ゾーンとして位置付け、農業環境の保全を図ることはもとより、市民の憩いの場の提供のため、農地・緑地などの多様な自然資源をいかしたみどり豊かな空間形成を図ります。また、関宿地域においては、河川沿いに広がる優良な一団の農地の保全を図ります。
	広域拠点	野田市駅、愛宕駅周辺を、全市及び広域を対象とする商業機能や、東京直結鉄道（地下鉄8号線）のインパクトを利用した交通結節機能（*18）の役割を担う広域的な性格をもった拠点として位置付けます。 【野田市駅周辺】 既存の伝統産業を保全・活用し、魅力的な景観形成を図るとともに、商業・業務など各種サービス機能や駅前広場、駐輪場などの都市機能の集積とあわせ、回遊性のある野田市の中心としての都市空間の形成を図ります。 【愛宕駅周辺】 周辺の市街地整備と一体的な商業・業務機能の集積と駅前広場や駐輪場などの整備を推進するとともに、誰もが快適に暮らせる市街地の形成を図ります。

将来都市構造構築のための課題	将来都市構造を構成する要素	各ゾーン、拠点、軸の内容
自然環境と調和した土地利用	地域拠点	川間駅、梅郷駅周辺、関宿中央ターミナル・関宿支所周辺を、地域住民の日常生活を支える商業サービスや交通結節機能を備えた地域の拠点として位置付けます。 【川間駅周辺】 駅前広場などの都市施設の整備を推進するとともに、都市機能の集積による利便性の高い拠点形成を図ります。 【梅郷駅周辺】 南の玄関口として、駅周辺の市街地整備とあわせた商業集積を図るとともに、都市機能の集積による利便性の高い拠点形成を図ります。 【関宿中央ターミナル・関宿支所周辺】 関宿地域の中心として商業業務地の形成を図るとともに、土地区画整理事業により落ち着いた街並みと調和した住宅市街地としての拠点形成を図ります。
	南北軸	南北方向の広域的な幹線道路である、国道16号を南北軸として位置付け、交通混雑緩和のため、機能強化（千葉北西連絡道路の早期整備）を促進します。あわせて、主要地方道結城野田線、我孫子関宿線及び市道山崎野田線を南北方向に形成された市街地の各拠点を短時間で結ぶ移動の軸として形成を図ります。
市外、市内の移動に便利で安全な交通体系の構築	東西軸	東西方向の広域的な幹線道路である、主要地方道つくば野田線、越谷野田線、野田牛久線、都市計画道路台町元町線（境杉戸線バイパス）及び一般県道岩井関宿野田線を東西軸として位置付け、交通混雑緩和のため、機能強化を確保します。また、首都圏中央連絡自動車道へのアクセス（*19）をいかして、東西方向の拠点や市街地を短時間で結ぶ移動の軸としての道路の整備を促進します。
	環状軸	都市計画道路山崎吉春線、今上木野崎線及び市道船形吉春線、主要地方道松戸野田線、我孫子関宿線などを環状軸として位置付け、市街地内への通過交通を排除するとともに、地区間の移動の軸としての形成を図ります。
	公共交通軸	東武野田線を公共交通の軸として位置付け、連続立体交差事業による高架化及びそれを契機とした複線化を促進します。また、市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備を促進します。

将来都市構造構築のための課題	将来都市構造を構成する要素	各ゾーン、拠点、軸の内容
活発な産業の育成や連携による野田市の活性化	産業拠点	【中里工業団地】 中里工業団地については、周辺の自然環境に配慮した産業拠点とし、川間地区における職住近接のまちづくりのために就業の場を確保します。 【南部工業団地、野田工業団地】 南部工業団地、野田工業団地は、東京理科大学に隣接する立地条件をいかし、産学官交流のある産業拠点として形成を図ります。 【泉地区】 泉地区は、国道16号沿道の利便性をいかした土地利用を図り、良好な操業環境を創出しつつ、周辺環境との調和に配慮した良好な産業拠点の形成を図ります。 【関宿はやま工業団地】 関宿はやま工業団地は、北関東及び東北方面へのアクセスに優れた立地性をいかし、産業基盤の充実・強化や地域経済の活性化及び雇用の確保等を図ります。 【関宿元町地区】 関宿元町地区は、関宿はやま工業団地と連携し、周辺環境に配慮した製造業を中心とした産業拠点の形成を図ります。
自然、歴史、人とふれあうことができる都市空間の形成	緑地レクリエーションゾーン	利根川、江戸川及び利根運河沿いの広大な自然環境の下、自然に親しむ多様なスポーツ、レクリエーション活動の場として位置付け、サイクリング道路などの整備を推進します。
	緑地レクリエーション拠点	【中央の杜】 中央の杜を野田市のみどりのシンボルとして位置付け、市民と行政の協働による山林の保全に努めるとともに、市民の郷土意識の醸成を推進します。 【野田市総合公園周辺】 自然の中での多様なスポーツ、レクリエーションの場として位置付け、施設の整備を推進するとともに、周辺の山林などの自然環境の保全・活用を図ります。 【野田市関宿総合公園】 多様なスポーツ、レクリエーションにより市民の交流を深める場として位置付け、スポーツの振興を図ります。 【野田市スポーツ公園】 自然とふれあうことができるスポーツ、レクリエーションの場として位置付け、自然の中での多様なスポーツや自然教育に対応した施設の整備を推進します。 【関宿にここ水辺公園】 利根川、江戸川の分岐地点に位置する関宿城博物館を中心とした広域的なレクリエーション需要を満たす緑地として保全及び利用を推進します。 【こうのとりの里周辺】 コウノトリをシンボルとした生物多様性（＊20）の取組等を充実、発展させ、自然環境の保全、再生、利活用を推進します。

将来都市構造構築のための課題	将来都市構造を構成する要素	各ゾーン、拠点、軸の内容
やすらぎのまちと風景づくり	水の軸	利根川、江戸川及び利根運河の広大な水辺空間を「水の軸」として位置付け、水の持つ潤いややすらぎを享受できる環境づくりを進めます。さらに、これらの河川と河川敷が一体となつてつくりだす開放的な景観や分岐点付近の特徴的な水辺景観を堪能することができる河川の保全に努めます。
	みどりの軸	利根川、江戸川及び利根運河沿いの豊かな自然環境を始めとした大規模な緑地を大きな骨格として、中央の杜や国道16号沿道の山林などを相互に結びつける「みどりの軸」として位置付け、みどりの保全や創出に努めます。



凡 例

市街地ゾーン	南北軸	広域拠点
農業振興ゾーン	東西軸	地域拠点
緑地レクリエーションゾーン	環状軸	産業拠点
	幹線道路	緑地レクリエーション拠点
	公共交通軸 (複線化の促進)	水の軸
		みどりの軸

第3章 部門別方針

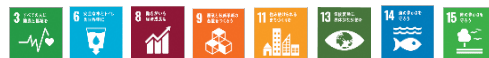
この章では、前章で示した将来都市像や将来都市構造の実現に向けて、「土地利用」、「交通体系」、「自然環境」、「環境共生」、「住宅・住環境」、「都市景観」、「福祉」、「防災・防犯」及び「健康・スポーツ・文化・観光・レクリエーション」の各視点からまちづくりの方針を整理しています。

- 3-1 都市と自然が調和したまちづくり
～土地利用の方針～
- 3-2 安全で快適な交通環境づくり
～交通体系整備の方針～
- 3-3 水やみどりを大切にしたまちづくり
～自然環境保全・活用の方針～
- 3-4 環境にやさしいまちづくり
～環境共生型まちづくりの方針～
- 3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり
～住宅・住環境整備の方針～
- 3-6 資源をいかした風景づくり
～都市景観形成の方針～
- 3-7 安心して暮らせるまちづくり
～福祉のまちづくりの方針～
- 3-8 災害に強い安全なまちづくり
～防災・防犯まちづくりの方針～
- 3-9 野田市を満喫できる環境づくり
～健康・スポーツ・文化・観光・レクリエーション環境整備の方針～

第3章 部門別方針

3-1

都市と自然が調和したまちづくり



～土地利用の方針～

1) 基本方針

(1) 自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成

野田市を取り囲む河川や市街地を囲む山林や農地を保全するとともに、これらの自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成を図ります。

(2) ゆとりと落ち着きのある住宅地の形成

道路を始めとした都市施設の整備改善や、住宅地としての街並み景観の向上により、ゆとりと落ち着きある住宅地の形成を図ります。

(3) にぎわいと趣のある商業地の形成

歴史的街並みを活用し、商業・業務施設を集積することで、歴史的な街並みと調和したにぎわいのある商業地の形成を図ります。

(4) 新たなインパクトの活用によるにぎわいや魅力を創出する土地利用の推進

東京直結鉄道（地下鉄8号線）や千葉北西連絡道路による新たなインパクトの活用により、野田市の広域的なポテンシャル（※21）を高めるとともに、活力ある都市の育成を図るため、高速道路等インターチェンジへのアクセスをいかした製造業を中心とする工業団地を整備し、にぎわいや魅力を生み出す土地利用の推進を図ります。

2) 土地利用の体系

主な土地利用を以下のとおり体系化し、方針を掲げます。

都市的 土地利用	住宅系土地利用	住環境の向上を図る地域
		ゆとりある住宅地を保全する地域
	商業・業務系土地利用	商業地
	工業系土地利用	工業地
	商業・工業系土地利用	伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域
自然的 土地利用	緑地系	
	農地系	優良な農地を保全する地域
		農地等と集落が共存する地域

3) 主な土地利用ごとの具体的な方針

(1) 都市的土地利用

① 住宅系土地利用

【住環境の向上を図る地域】

既成市街地は、他用途との混在、敷地の狭小化、狭隘（きょうあい）道路（＊22）、飛地の解消などの問題を解消し、良好な住環境の形成に努めます。また、市街地内において計画的な面的整備に努めるとともに、宅地開発などに対する適切な規制、誘導により、良好な市街地の形成を図ります。

【ゆとりある住宅地を保全する地域】

土地区画整理事業などにより今後整備される住宅地については、ゆとりある住宅地として、地区計画制度（＊23）の積極的な導入などによる、良好な住環境の形成及び保全を図ります。

② 商業・業務系土地利用

【商業地】

本町通り周辺の商業地は、歴史的資源と調和した魅力ある街並み景観を形成するとともに、市街地環境の整備に努め商業機能の充実を図ります。

また、中心サービス核として広域的な性格をもった野田市駅・愛宕駅周辺は、東武野田線連続立体交差事業と一体となった駅前広場や駅前線等の市街地整備を推進し、中心市街地にふさわしい商業・業務系の土地利用を誘導し、商業機能の充実を図ります。あわせて、土地の高度利用を促進し、商業環境の充実及び魅力ある都市空間の形成を図ります。

地域サービス核として、川間駅周辺、梅郷駅周辺及び関宿中央ターミナル・関宿支所周辺は、市街地整備を行うとともに、住民の要望や利便性を考慮した商業集積を図り、できるだけ多様な都市機能の集積を誘導し、充実を図ります。

③ 工業系土地利用

【工業地】

野田橋周辺から江戸川沿いに連なる工業地は、野田市の産業活動に大きな役割を果たしている醤油醸造業が営まれているため、今後も産業用地としての土地利用を促進するとともに、歴史的な景観の形成を図ります。

野田橋周辺の比較的小規模な工場が点在する工業地については、今後も周辺の住環境に配慮した産業用地としての土地利用を促進するとともに、周辺住宅地との共生に努めます。

中里地区、泉地区、南部地区、西高野地区、桐ヶ作地区及び古布内地区の各地区については、今後も工業地として配置し、職住近接の実現を図るとともに、今後成長が見込まれる産業の誘致を促進します。

さらに、定住促進と雇用確保のため、首都圏中央連絡自動車道インターチェンジへのアクセスをいかし、関宿元町地区に製造業を中心とした工業団地の整備を図ります。

④商業・工業系土地利用

【伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域】

野田市駅周辺では、駅の西側において、東武野田線連続立体交差事業にあわせ土地区画整理事業により駅前広場や駅前線等の都市施設を整備し、土地利用の再編及び高度利用への転換を図るとともに、野田市の伝統的な産業と商業・業務機能が共存するまちづくりを進めます。

（2）自然的土地利用

①緑地系

中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園、こうのとりの里周辺など、市民が身近に野田市の自然とふれあうことができる緑地を保全します。また、利根川、江戸川及び利根運河の河川などとその周辺並びに江川地区などでは生物多様性を育む自然環境を保全するとともに、自然とふれあうことができるレクリエーション施設の整備充実を推進します。さらに、座生川やくり堀川などの河川においても、生活に身近な自然環境資源として保全に努めます。

②農地系

【優良な農地を保全する地域】

一団となった農地を形成する中里地区、小山地区、船形地区、福田地区、目吹地区、今上地区、関宿台町地区、新田戸地区及び木間ヶ瀬地区などを中心とした優良な農地は、農業振興の拠点として農業生産基盤の整備や高度化などによる効率的な土地利用を促進します。

【農地等と集落が共存する地域】

農地等と集落が共存する地域については、良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、適正な土地利用を図り、屋敷林を始めとする樹林地や生垣など、みどり豊かな土地利用を促進します。

また、都市の緑地環境として維持保全するとともに、市民の余暇の場として活用できるように促進します。

江川地区は、自然環境保護対策基本計画に基づいた自然と共生する地域づくりを進めます。

（3）その他

都市の活性化を担う市街化調整区域の都市的土地利用

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ですが、幹線道路沿道などで一定規

模以上の土地における流通業務、観光、レクリエーション等を主体とする非住居系の開発地、または、既存の工業地周辺の一定規模以上の土地における製造業等の工業系の土地利用で、地域の振興又は発展に寄与し、必要な公共公益施設を整備しつつ、周辺の自然環境、景観と調和する良好な開発を誘導する場合などにおいては地区計画を定め、市街化調整区域の適正な土地利用の形成を図ります。

【幹線道路沿道開発誘導ゾーン】

広域交通の特性をいかし、流通業務施設や沿道施設、観光振興施設等の立地を誘導することで、広域幹線道路の沿道に相應しい土地利用を図ります。

【観光商業整備誘導ゾーン】

観光・商業・レクリエーションなどを主体とする施設の立地を誘導することにより、交流人口の拡大や地域振興を図ります。

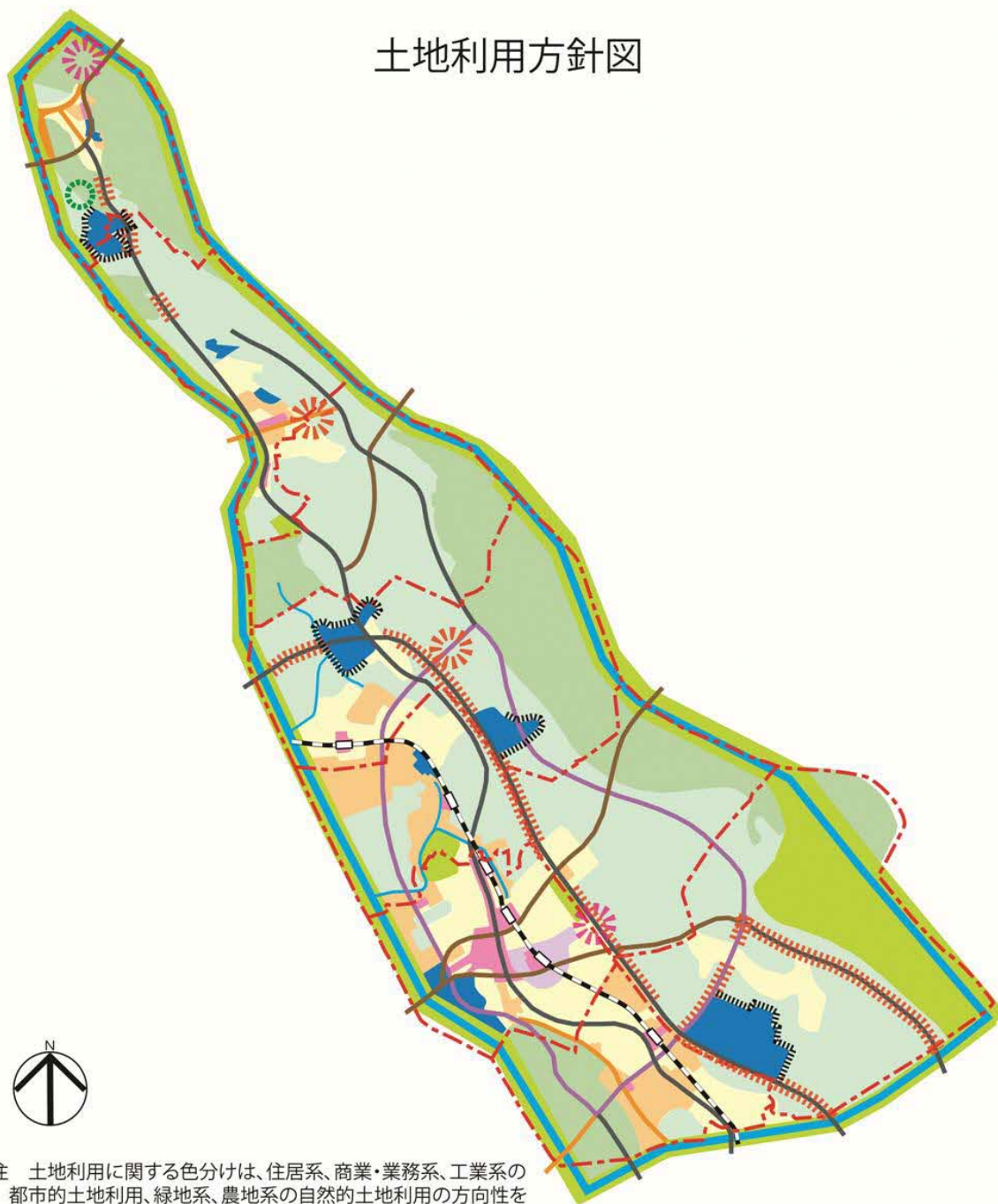
【非住居系開発誘導ゾーン】

工場、研究所、流通業務施設及び観光振興施設などの立地を周辺環境と調和した計画のもと誘導し、持続可能な地域振興を図ります。

【既存工業団地連携誘導ゾーン】

既存の産業集積との連携性をいかした産業関連施設の立地を誘導し、産業拠点としての更なる機能向上を図ります。

土地利用方針図



凡 例

- | | | |
|-----------------|----------------------|-------|
| 住環境の向上を図る地域 | 伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域 | 南北軸 |
| ゆとりある住宅地を保全する地域 | 緑地 | 東西軸 |
| 商業地 | 優良な農地を保全する地域 | 環状軸 |
| 工業地 | 農地等と集落が共存する地域 | 幹線道路 |
| 幹線道路沿道開発誘導ゾーン | 観光商業整備誘導ゾーン | 公共交通軸 |
| 既存工業団地連携誘導ゾーン | 非住居系開発誘導ゾーン | 河川 |
| | 工業団地誘導ゾーン | |

3-2

安全で快適な交通環境づくり



～交通体系整備の方針～

1) 基本方針

(1) 他都市へ自由にアクセスできる広域的な交通体系の整備

多様な交通需要に対応し、都市間での広域的な交流を円滑にするため、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備促進や東武野田線の複線化、千葉北西連絡道路や県道等の整備促進により広域的な幹線道路へのネットワークの充実、強化を高め、活力ある都市の交通体系の確立を図ります。

(2) 日常でのアクセスを便利にする交通体系の整備

コミュニティバス（まめバス）の地域のニーズを踏まえた運行見直しや民間路線バスの継続的な運行により利便性の高い公共交通体系を目指すとともに、まめバスや民間路線バスの運行されない交通不便地域において、地域の実情に合った移動支援事業としてデマンド交通（※24）等の導入を行います。また、道路ネットワークの整備により、通勤、通学、買物など、日常生活の移動の利便性を高め、快適な交通環境の創出を図ります。

(3) 交通処理能力を高める交通機関相互の連携強化

重要な交通結節点（※25）である鉄道駅への交通ネットワークの改善を図るため、駅前広場等を整備し、バス、一般車両、自転車などが円滑にアクセスできるよう努めます。

(4) 人や自然にやさしい安全で快適な道路整備

歩道などのバリアフリー化を推進し、誰もが快適に移動できる空間のネットワーク化を図るとともに、環境に配慮した道路整備に努めます。

2) 具体的な方針

(1) 公共交通の充実**①東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備促進**

市民の通勤、通学など移動の利便性向上や安全で活力ある持続可能な都市の実現等に向けて、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備を促進します。そのため、国土交通省が設置した交通政策審議会の答申第198号に示された課題の整理に向け、まちづくりを主眼として策定中の鉄道整備計画に基づき、関係機関と連携して計画に位置付けられる事業等の推進に取り組みます。

②東武野田線の複線化の促進

連続立体交差事業の効果を高め、市民の通勤、通学など移動の利便性向上

や地域の活性化等を図るため、東武野田線の複線化について、沿線自治体と連携して関係機関に対する要請活動等を実施し、その整備を促進します。そのため、将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として、「梅郷駅－運河駅間の複線化」を目指します。

③連続立体交差事業の促進

東武野田線の清水公園駅から梅郷駅間については、踏切による事故の防止や踏切遮断による交通渋滞を緩和するため、鉄道の高架化を促進するとともに、高架下土地利用の活用を図ります。

④バス路線の維持・整備・充実

民間バス路線については、現況バス路線を基本としながら、市民の日常生活の利便性の向上や交通渋滞の緩和のため、市民にとって利用しやすいバス交通の在り方などについて検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。また、市民の足として定着しているコミュニティバス（まめバス）については、多角的な調査により、地域のニーズを踏まえた利便性の高い交通手段となるよう定期的な見直しを実施します。さらに、まめバスや民間路線バスが運行されない交通不便地域において、地域の実情に合った移動支援事業としてデマンド交通等の導入を行います。

（2）交通結節点の機能強化

①交通結節点の機能強化

野田市駅及び愛宕駅は、野田市の交通結節点として、広域的な交通需要に対応した駅前広場などの都市施設の整備を推進します。

②自動車駐車場

既成市街地の商業地及び駅周辺の駐車場需要の高い地区については、公・民の適切な役割分担の下に、駐車施設の整備を総合的・計画的に促進します。また、空洞化が進む中心市街地については、にぎわいを取り戻すため、駐車場等の共同施設整備等についても支援を行います。

③自転車等駐車場（駐輪場）

駅周辺の放置自転車等の解消を図るため、駐輪場が未整備の駅については、駅前広場などの整備に合わせて、民間の積極的参加を優先して駐輪場の整備を推進します。

（3）骨格的な幹線道路の整備

①広域幹線道路

南北軸の広域幹線道路である国道16号の混雑緩和のため、周辺の自然環

境などに配慮しつつ、千葉北西連絡道路の早期整備を促進します。あわせて、主要地方道結城野田線、我孫子関宿線の整備を促進します。また、埼玉県や茨城県へ通じる東西方向の幹線道路の渋滞解消に向けて、野田橋及び芽吹大橋付近の4車線化を含めた主要地方道つくば野田線、越谷野田線（一部区間）の広域幹線道路の整備を促進します。また、流山市の大規模物流施設の開業に伴う野田市から流山市へ通じる南北軸の幹線道路の渋滞解消に向けて、運河大橋付近の4車線化を含めた主要地方道松戸野田線の整備を促進します。

関宿地域については、都市計画道路台町元町線（境杉戸線バイパス）を整備するとともに、首都圏中央連絡自動車道へのアクセスをいかして、隣接する他県と連絡する道路の整備を促進します。

②外郭環状道路

市街地内の通過交通を排除するため、都市計画道路山崎吉春線、今上木野崎線、市道船形吉春線、主要地方道松戸野田線、我孫子関宿線により構成される外郭環状道路（※26）の早期整備を図ります。

③主要な道路等

市内各地区での交通の利便性を高める道路の整備とともに、工業団地の整備に伴う幹線道路と連絡する道路の整備に努めます。また、鉄道の高架化と合わせて、市内の都市計画道路を梯子状（※27）に整備します。

④長期未着手道路の見直し

長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、既存道路による機能代替可能性等を検証し、必要な見直しをします。

（4）生活道路の整備

誰もが安心して快適に移動できるよう、人へのやさしさ、環境へのやさしさに配慮しながら、身近な生活道路の整備・点検を推進し、自動車と歩行者が安全に共存できる道路環境の整備を推進します。

（5）歩行者・自転車ネットワークの整備

高齢者や障がいのある人などにも配慮した歩道の整備、安全な通行が可能となるような自転車通行帯等の整備を推進するとともに、気軽に野田市の豊かな自然や歴史とふれあいながら移動できるサイクリング道路などの整備に努め、誰もが安心して快適に移動できる都市空間の実現を目指します。

（6）人や環境にやさしい道路の整備

①高齢者や障がいのある人などにやさしい交通環境の実現

視覚障がい者誘導用ブロック（※28）の整備、信号機のバリアフリー化（※29）、歩道勾配の緩和などにより、高齢者や障がいのある人などにやさしい道路整備を推進します。

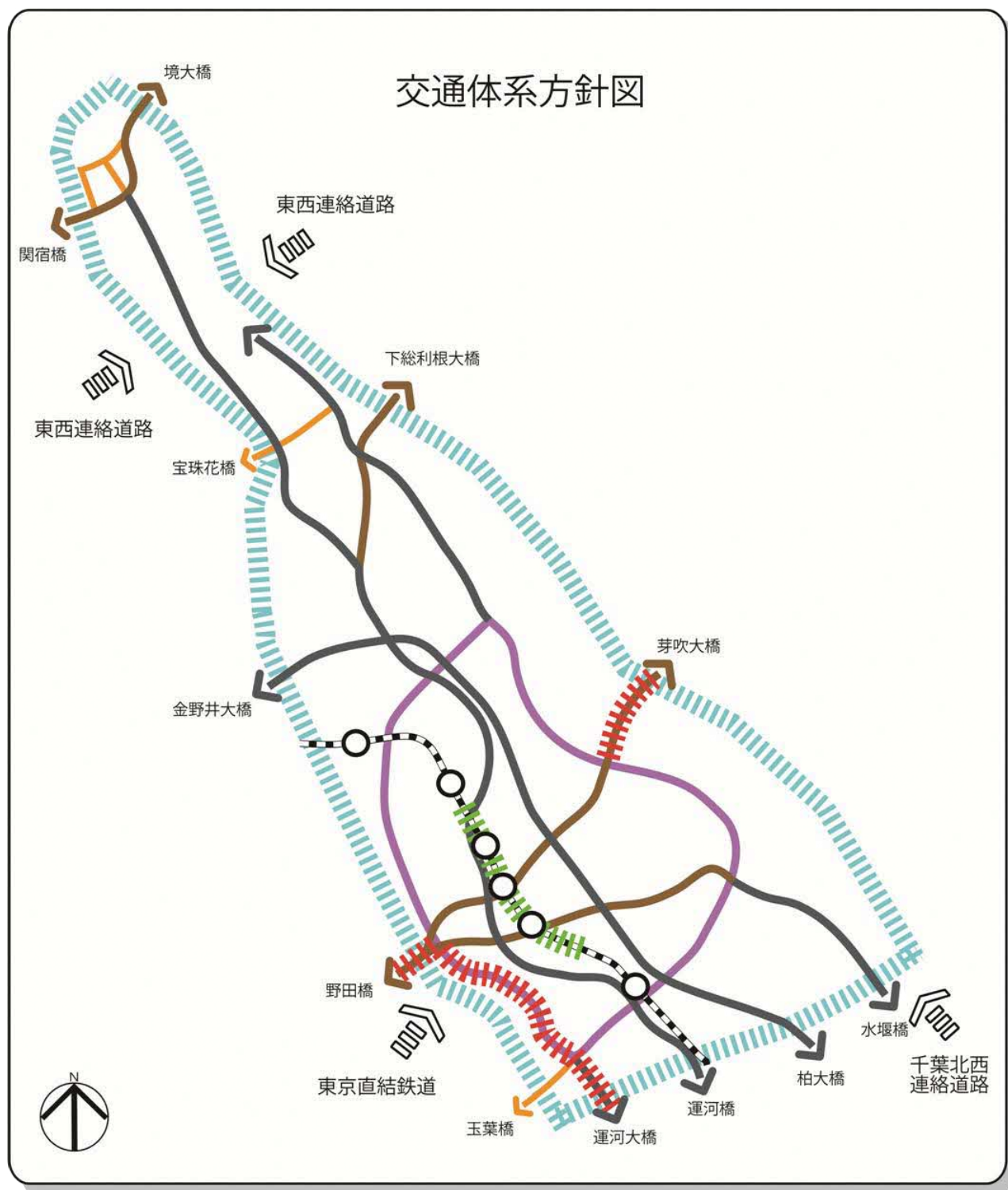
②環境や景観に配慮した道路整備の推進

環境に配慮し、施設整備などに当たっては、透水性舗装（※30）や街路

樹などの整備を推進します。

③ 通学路の安全対策

児童生徒が安全に登下校できるよう、通学路の状況については安全点検を実施した上で関係各課で情報共有し、修繕等が必要な箇所については、随時改善を図ります。



凡 例

- | | | | |
|--|------|--|---------------|
| | 南北軸 | | 公共交通軸(複線化の促進) |
| | 東西軸 | | 道路機能強化区間 |
| | 環状軸 | | 鉄道高架区間 |
| | 幹線道路 | | 河川 |

3-3

水やみどりを大切にしまちづくり



～自然環境保全・活用の方針～

1) 基本方針

(1) 市民の愛着を生み出すみどりの保全

利根川、江戸川及び利根運河の骨格的な自然環境や、みどりの拠点となる中央の杜を始めとした、多様なみどりの保全・整備を進め、市民共有の財産となる質の高いみどりのまちづくりを進め、さらに江川地区の周辺斜面林等の保全にも努めます。

(2) 身近な自然とふれあうことができる都市環境の創出

みどりの拠点となる野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にこにこ水辺公園、野田市スポーツ公園や、身近な都市公園などの市街地内における公園・緑地の整備とともに、河川、農地など既存の自然環境の保全・活用により、市民のニーズに対応したみどりの創出を図ります。

(3) 水やみどりのネットワーク化

都市内の水やみどりをネットワーク化することにより、自然を身近に感じられる都市空間の形成を図り、水とみどりの質の向上に努めます。

2) 具体的な方針

(1) 市民共有の財産となる、身近なみどりの保全と適正な管理

利根川、江戸川、利根運河や、みどりの拠点となる中央の杜、市民の森などの貴重な自然環境要素を身近なみどりとしてとらえ、市民との協働作業における緑化活動の促進・管理などを積極的に進め、郷土に愛着をもてるまちづくりを進めます。

(2) 身近な自然とふれあうことができる緑地の創出

市民の多様なニーズに対応するため、みどりの拠点的な役割を果たしている野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にこにこ水辺公園、野田市スポーツ公園において、その周辺の自然環境の保全を図るとともに、施設の整備・充実を推進します。その他、日常生活に密着した市民の憩いの場やコミュニケーションの場としての都市公園などの機能を充実させ、豊かな自然環境を身近に感じ、自然と親しめるふれあいの場の創出を図ります。また、既存の農地についても都市内の貴重な緑地としてとらえ、その保全・活用に努めます。

■ (3) 水とみどりのネットワークの形成

豊かな自然と共生する都市を目指すため、河川や山林などの大小様々な自然環境要素を、市民が日常生活において身近な自然と親しむことができるよう、次世代に引き継ぐまちづくりを推進するため、水とみどりのネットワークの形成を図ります。

① 水の軸の形成

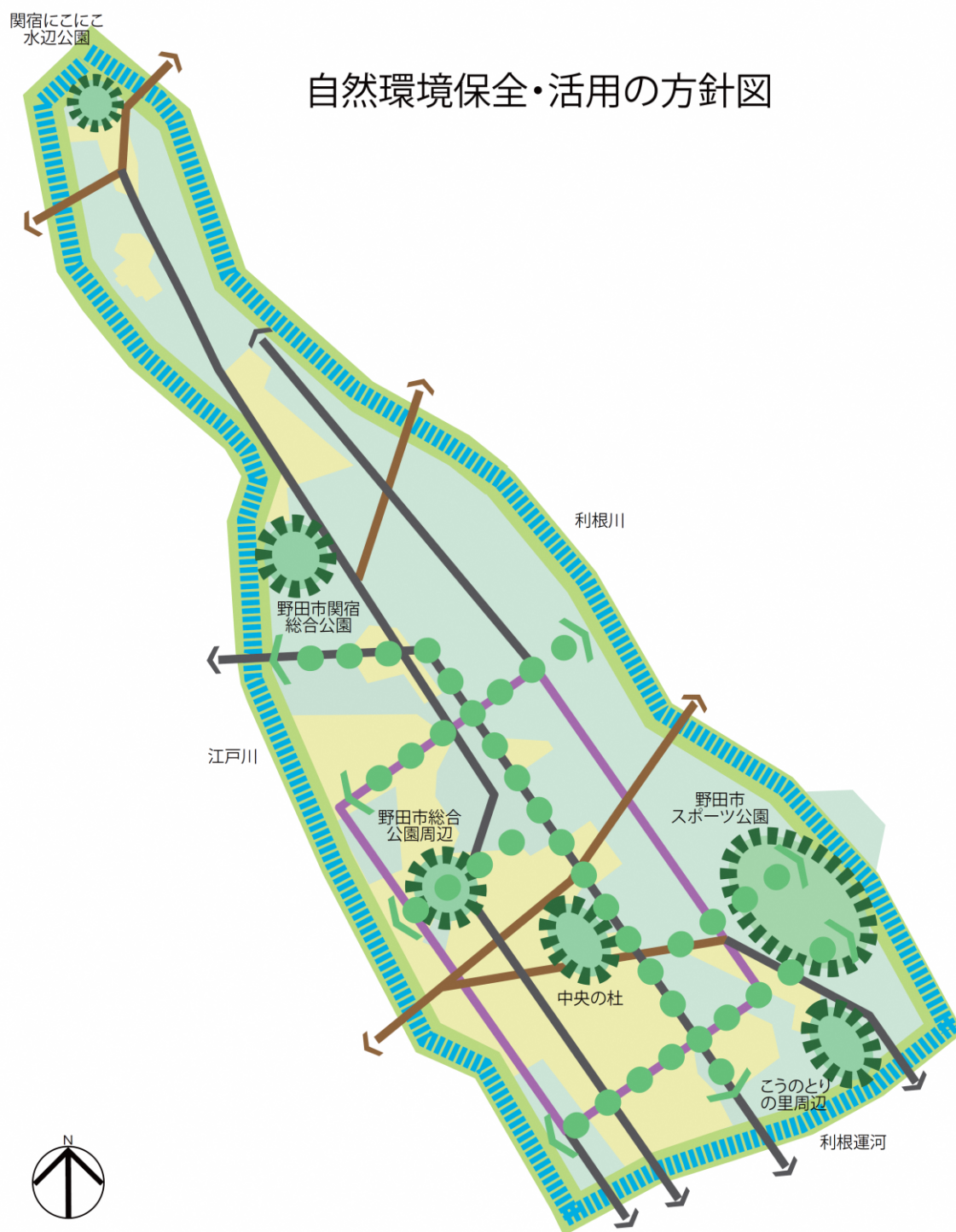
利根川、江戸川及び利根運河の水辺空間を大きな骨格として、「水の軸」を形成することにより、市民が、水の持つ潤いややすらぎを実感できる、水辺環境づくりを進めます。

② みどりの軸の形成

利根川、江戸川及び利根運河沿いの豊かな自然環境を始めとした大規模な緑地を大きな骨格として、中央の杜、野田市総合公園、野田市スポーツ公園や国道16号沿道の山林などを相互に結びつける「みどりの軸」を形成し、みどりの保全や創出を図ります。

また、市民の森や都市公園（※31）などの市民に身近な自然環境要素を、幹線道路などの植樹帯のみどりにより結びつけることで、連続したみどりの空間を形成します。

自然環境保全・活用の方針図



凡 例

- | | | |
|--------------------------------|--------------|-----|
| 市街地ゾーン
(身近なみどりを創出するゾーン) | 緑地レクリエーション拠点 | 南北軸 |
| 農業振興ゾーン
(多様なみどりを保全・活用するゾーン) | 水の軸 | 東西軸 |
| 緑地レクリエーションゾーン | みどりの軸 | 環状軸 |

3-4

環境にやさしいまちづくり



～環境共生型まちづくりの方針～

1) 基本方針

(1) 自然との共生

豊かな自然は、市民の愛着を生み出している貴重な市民共有の財産であり、動植物の保護及び育成、快適な都市空間の形成、さらには人々に潤いや安らぎ等の精神的な豊かさを与える大切な資源であるため、適正な保全・管理を図ります。

また、コウノトリをシンボルとした生物多様性の保全・再生の取組を計画的に進めながら、生物多様性の戦略の下、実効性の高い魅力的な地域づくりを進めます。

さらに、減少する貴重なみどりに対して、市民の森などの活用と保全を図り、森林及び緑地の維持に努めます。

(2) 環境にやさしい実践活動があるまちづくりの推進

公害防止のための規制基準を守ることはもとより、生活環境への影響を考えた環境保全を通して、大気、水質、土壌などを健全な状態に保持し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るとともに、環境負荷の少ない製品の利用などの促進や、省資源・省エネルギー対策などの生活の中での実践活動を促進します。

(3) カーボンニュートラル（※32）（2050年までに温室効果ガスの実質排出量ゼロ）への取組

カーボンニュートラルの達成に向けて、官民一体となった温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに二酸化炭素の吸収作用がある森林の保全を推進します。

2) 具体的な方針

(1) 生物多様性の保全を目的とした自然と共生する地域づくり

① 自然環境の保全

多様な動植物とその生態系が良好に維持されるよう、生物多様性の戦略に基づき、豊かな自然環境を保全し、みどりや水辺環境及び動植物とふれあえる場を整備し、それらを活用することでみどりや生物を大切にする意識の醸成を図ります。

また、座生川やくり堀川などの水辺環境を整備し、水質の改善や多様な水生生物等の自然環境の維持・保全を推進するため、環境用水（※33）の導入

を進めます。

②シンボルであるコウノトリの保全

コウノトリもすめる環境は、餌となる多くの生物を育むとともに、人にとっても安心安全に暮らせる環境と言えます。コウノトリ保全計画で策定した推進方針に基づき、コウノトリの野生復帰に取り組むことにより、自然再生や生物多様性の保全のみでなく、地域振興や経済活性化など、コウノトリを活用した魅力的な地域づくりにつなげます。

③緑地の維持管理及び保全

都市公園、都市緑地（※34）の保全、街路樹の植栽などにより緑化の推進を図ります。

また、森林所有者の高齢化、相続による個人の土地活用を要因とする、森林減少が市域全域に広がっていることから、生物多様性の観点からの森林保全の重要性を周知します。

さらに、生物多様性の戦略に基づき、市民の森制度を活用した森林、緑地の保全に努めます。

（2）環境への負荷の少ないまちづくり

①廃棄物の減量・リサイクルの推進

循環型社会（※35）を目指して、ごみの分別収集の徹底や資源回収の推進に取り組むことにより、ごみの減量化・リサイクルの推進を図ります。

また、ごみ問題に関する啓発などを行うとともに、再生品利用・事業系ごみの再資源化の推進などに取り組みます。

②廃棄物処理施設の整備

現在、一般廃棄物の最終処分場がないため、廃棄物の処分は市外に依存しており、その残余容量も逼迫（ひっばく）しているため、今後も引き続き施設整備の在り方など対応策を幅広く検討します。

また、新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止等の環境対策を徹底するとともに、市民に対し健康な生活を支える重要な基盤施設であることの理解を得ることに努め、施設整備を行います。

リサイクルセンターについては、適切な維持管理を行い、安定的な運用を図ります。

（3）カーボンニュートラルへの取組

①森林保護の推進

二酸化炭素は、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスであることから、大気中の二酸化炭素の吸収源でもある森林の保護を推進していきます。

② 太陽光発電システムの設置条件の見直し及び条例改正

森林の保護に向け、伐採が伴う太陽光発電システムの設置条件などの見直しを図るとともに現条例の届出制から許可制に改正し、取組を進めていきます。

③ 市民等への普及・啓発など

官民一体となった温室効果ガスの削減に努める必要があることから、家庭や企業における温室効果ガス削減への取組について、普及・啓発を図ります。

■(4) 次世代に引き継ぐ良好な環境の保全と創出

① 水資源・エネルギーの有効利用

省資源・省エネルギーに関する知識の普及を図り、これらが有効利用されるよう、雨水の地下浸透の推進、省エネルギーの取組の推進及び省資源・省エネルギーに関する意識の啓発などに取り組みます。

② 水質環境の保全

豊かな水辺環境の水質を保全するための都市施設として、公共下水道の整備を進めるとともに、下水道区域以外については、合併処理浄化槽（※36）の設置を促進し、また使用されている合併処理浄化槽について、保守点検と清掃など適切な管理に努めるよう啓発を推進します。

③ 再生可能エネルギー（一般家庭用）の普及・促進の啓発

カーボンニュートラルの達成に向け、再生可能エネルギーの一つでもある太陽光発電システム設備（一般家庭用）の普及・促進に取り組みます。また、太陽電池モジュール（太陽光パネル）設備の廃棄及びリユース・リサイクルについては、国の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」において適正な処理方法を定めていますが、当該ガイドラインは法的規制が弱く、今後見込まれる太陽光パネルの大量廃棄に伴う管理型最終処分場の問題や不法投棄問題について、事業者が一連の処理が適正に行われるために必要な施策等を講ずるよう国に求めています。

④ 省エネルギー住宅の普及促進の啓発

カーボンニュートラルの達成に向け、エネルギー消費を抑えることができる省エネ住宅の普及促進の啓発に取り組みます。

■(5) 市民参加の取組

① 環境学習の推進

野田市スポーツ公園内の三ツ堀里山自然園やこうのとりの里などの活用並びに市民などの協力により、環境学習の機会の提供や場の整備及び環境の現状についての情報の発信などに取り組みます。

② 自主的な環境保全行動の促進

地域の環境保全活動の促進（地域の環境美化運動など）、環境保全活動団体などへの支援、環境に配慮した生活様式への誘導及び環境に配慮した事業活動への誘導などに取り組みます。

さらに、環境教育への協力等企業のCSR活動（*37）を促進します。

3-5

ゆとりある生活を送れる環境づくり



～住宅・住環境整備の方針～

1) 基本方針

(1) 良質な住宅の供給

様々な世代構成、収入階層が安心してゆとりある生活ができるよう、持家や借家及び公的住宅、民間住宅などの多様な住宅の供給を図ります。

(2) 高齢者、障がいのある人及び働く女性が住みやすい住環境の創出

誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう地域共生社会の構築に向け、高齢者や障がいのある人などが地域で安心して暮らしていくことができる居住環境に対しても幅広く考えるとともに、働く女性の居住に対する支援を推進します。

(3) 多様な住宅ストックの形成

老朽化の進む住宅やマンション等の建替えや長寿命化など、適切に誘導し住環境の改善を図ります。

2) 具体的な方針

(1) 住まい方に応じた適切な水準の住宅の確保**① 公的住宅の供給**

既存の市営住宅の長期的・計画的な維持管理により長寿命化を図るとともに、民間施設の借上げ等による良質な住宅供給を図ります。

② 民間住宅の供給支援

良質な民間賃貸住宅建設への支援や、昭和56年5月以前に建築された耐震性の低い木造住宅については耐震診断、耐震改修による耐震化、老朽住宅・マンションの建て替え誘導・支援、不燃住宅の誘導・支援、住宅に関する相談窓口体制の整備など、良質な民間住宅の供給に向けた総合的な支援を図ります。

③ マンション管理の適正化

マンション管理の適正化に関する情報の発信や専門家の派遣等により知識の普及を図ります。また、管理計画認定制度を推進し、管理水準の維持向上を促進します。

（２）高齢者、障がいのある人及び働く女性が住み続けられる住宅の供給・支援

高齢者や障がいのある人等については、住宅の段差解消等のバリアフリー化を図り、住みやすい環境づくりを推進します。

また、共働き世帯の増加などによる働く女性のために、福祉サービス（子供の保育など）を考慮した住宅供給・支援を推進します。

（３）まちづくりと合わせた住宅・住環境の保全と創出**①良好な住環境の維持・充実**

土地区画整理事業により整備された住宅地については、良好な住環境が形成されていることから、その維持・充実を図ります。

②地区計画制度による良好な住環境の誘導

土地区画整理事業などによるまちづくりが行われる地区などについては、地区計画制度などの導入により、みどり豊かで良好な住環境を誘導します。

③道路整備による住環境の向上

生活に密着した道路における拡幅整備を推進するとともに、便利で快適な住環境の創出を図ります。

④ 住環境の整備と子育て支援

人口の減少傾向において、幼児教育・保育の無償化により保育需要は増加しているため、既存保育所の定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力を活用しつつ、老朽化した公立保育所の運営方法の見直しを検討してまいります。

3-6

資源をいかした風景づくり



～都市景観形成の方針～

1) 基本方針

(1) 自然・地形をいかした景観形成

野田市の原風景である多様な自然・地形などの自然環境をいかした景観形成を図ります。

(2) 歴史・文化、産業の蓄積をいかした景観形成

野田市の長い歴史の中で育まれた歴史的な街並みなどを活用し、これらと調和した景観形成を図ります。

(3) まちづくりと合わせた新たな景観形成

土地区画整理事業などによるまちづくりでは、野田市の歴史的特性や豊かなみどり、潤いある水辺環境などとの調和に配慮しつつ、個性ある景観形成を図ります。

2) 具体的な方針

(1) 自然・地形をいかした景観形成**①水辺景観や田園景観の保全**

利根川、江戸川及び利根運河の流れは、本市の自然の基調となっているばかりではなく、利根川、江戸川の両河川は、本市の骨格形成に大きく寄与してきた醤油産業の発達の源泉でもあります。また、川辺の湿地や水田は、本市の原風景として多くの市民にも親しまれていることから、これら河川及び川辺の湿地や、水田の自然景観の保全を図ります。

②斜面緑地や山林の景観の保全と活用

台地と谷津の境界部に残された斜面緑地は、視覚的に低湿地を取り巻く樹林のようにとらえられ、野田市の自然環境の代表的な景観が形成されています。また、国道16号沿道に残されている山林は来訪者にみどり豊かな野田市を印象付ける重要な景観要素になっていることから、これらの斜面緑地や山林の景観の保全及び野田市らしい景観を形成するため斜面林や山林の景観を活用した街並みの形成を図ります。

■ (2) 歴史・文化、産業の蓄積をいかした景観形成

① 野田市の歴史を伝える中心的な空間の形成

野田市の代表的な歴史・文化資源を保全・活用し、市民が誇れ、来訪者に野田市の歴史・文化を発信する景観形成を図ります。

② 歴史的街並みの保存

長い歴史の中で育まれた歴史的な街並みについて、市民が主となった街並み保存のための活動を支援し、歴史的な景観形成を図ります。

③ 点在する身近な歴史的資源の保全と活用

本市には、古代からの歴史を伝える貝塚や古墳、城跡などが点在しています。こうした歴史資源は、身近にある先人の生活の証として、市民が自分たちのまちの成り立ちを知り、地域への愛着を深める上では重要な資源となることから、地域住民にとっての郷土意識を育てる景観形成を推進します。

■ (3) まちづくりと合わせた新たな景観形成

土地区画整理事業による市街地形成や道路、公園整備などの公共事業と合わせた今後の街並みの検討に当たっては、野田市の景観特性を踏まえ、その景観に調和した適切なデザイン・色彩などの誘導や生垣などの促進により、個性豊かな街並みの形成を図ります。特に桜の里地区などは、色彩景観形成のモデルとなるような景観の誘導を図ります。

また、公共施設の新設・改良の際においても、周辺の街並みとの調和に配慮した景観形成を図ります。

■ (4) 景観計画の策定

市民等の意見を反映し、地域の自主的な取組を基本とした景観計画や景観条例を策定し、野田市らしい良好な景観の形成を図ります。

3-7

安心して暮らせるまちづくり



～福祉のまちづくりの方針～

1) 基本方針

(1) 地域共生社会の実現に向けたまちづくりの推進

高齢者や障がいのある人などを取り巻く生活環境の変化及び社会参加への意欲の高まりの中で、様々な人々が共生できる地域社会の構築の実現を目指し、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めていきます。

(2) 協力関係の推進

行政、社会を構成している個人、家庭、地域団体、各種ボランティアグループ、民間企業などの協働関係によるまちづくりを進めます。

(3) 教育環境の充実

少子化が進む中、学校、家庭及び地域が一体となり、たくましい幼児、児童及び生徒を育成するために教育環境の充実を進めます。

2) 具体的な方針

(1) バリアフリーのまちづくり

高齢者や障がいのある人などが安全で快適に日常生活を営み、社会からのサービスを平等に享受し、生活に関連した施設を誰もが利用できるように整備し、日常生活及び社会生活における物理的な障壁、心理的な障壁、情報に関する障壁などを取り除いていくなど、バリアフリーのまちづくりを推進します。

また、施設や設備の整備だけでなく、一人一人が様々な心身の特性や考え方の理解を深め、市民が互いに支えあう「心のバリアフリー」を推進します。

① 歩行者空間の確保

高齢者や障がいのある人などが快適に通行できるよう、歩道幅員の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、信号機のバリアフリー化を図り、歩道勾配の緩和、段差の解消などに加え、全ての人にやさしい歩道整備を推進します。

② 交通環境の整備

公共交通機関を利用した移動の利便性の向上を図るため、野田市移動円滑化基本構想（※38）に基づき、より一層のバリアフリー化の促進に加え、駅

のホームドア（＊39）の設置などの安全の確保を促進します。

③公共施設のバリアフリー化

誰もが安心して快適に利用できるような公共施設のバリアフリー化を推進します。

（2）誰もが安心して住み続けられる福祉環境づくり

①総合福祉会館の利用

民間福祉の総合的なサービスを提供する活動の拠点である総合福祉会館において、NPO（＊40）及び福祉を推進するボランティア団体等に対し、施設及び設備の提供並びに活動の支援を行います。また、高年齢退職者の臨時的かつ短期的な就業の機会を確保・提供するための支援を推進します。

②福祉施設の機能充実

高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、日常生活上の支援、機能訓練、健康の増進、レクリエーション等の活動拠点の場としての高齢者のための福祉施設や、障がいのある人の日中活動の場や地域生活を営むためのグループホームなどの整備・機能充実を推進します。

また、保育所等における体調不良児童、要配慮児童、食物アレルギーを有する児童、外国籍の児童等への保育など、福祉機能の充実を図ります。

なお、学童保育所についても、トイレの洋式化や老朽化による改修及び移転や第1学童と第2学童の統合など、児童の保育環境の充実を図ります。

③福祉推進のためのネットワークづくり

地域福祉を推進するため、地区社会福祉協議会（＊41）や福祉活動を行うNPO等の協働により、身近にある既存の社会資源を活用し、高齢者や障がいのある人など、立場や世代の異なる住民同士が交流できる触れ合いの場づくりを推進します。

④子ども館・老人福祉センターの整備

子どもたちと子育て世代を支援する拠点として、また、世代の枠組みを超えた交流の拠点として、新たな子ども館（野田市立児童センター）の整備が完了しました。さらに、高齢者が日常的に利用可能な交流・生きがいづくりの拠点として、新たな老人福祉センターの整備を検討します。

なお、子ども館（野田市立児童センター）の運営については、常に利用者ニーズを把握し、事業検証を行い、児童館運営協議会の意見を踏まえて市民に親しまれる運営を目指します。

■(3) 教育環境の充実

①安全な通学路の整備

児童、生徒が安心安全に登下校できるように、歩道の設置等、通学路の環境整備を進めます。

②学校施設の充実

野田市学校施設長寿命化計画に基づく施設の機能維持等を実施します。

3-8

災害に強い安全なまちづくり



～防災・防犯まちづくりの方針～

1) 基本方針

(1) 防災まちづくりの推進

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して暮らせる都市を実現する総合的な防災対策を進めるに当たり、「自助・共助・公助」により地域の防災力向上に取り組みます。また、自然災害に強い都市構造の形成を進め、安全な避難対策の充実等を図ります。

(2) 地域自立型の防犯体制の確立

市民が安全で安心した生活を送れるようにするため、犯罪を未然に防止するよう、市、警察及び地域の防犯組合が連携した防犯対策が重要です。そのため、防犯に役立つハード面の整備を進めるとともに、市民一人一人の防犯意識の向上、地域の防犯組合と連携したパトロールの実施や空家の適正管理の指導等のソフト面での対策を推進します。

2) 具体的な方針

(1) 治水対策の推進**①河川改修の促進**

利根川、江戸川及び利根運河については、流域の浸水被害の軽減を図るため、河川改修を促進します。特に江戸川については、利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画[大臣管理区間]による整備を促進します。

また、くり堀川については、自然を保全しながら河川改修により治水機能の整備を図ります。

②公共下水道（雨水）の整備

公共下水道全体計画区域において、大雨などによる浸水常襲地区の解消を図るため、親野井地区から東宝珠花地区まで並びに桜木地区及び尾崎地区から日の出町地区までの雨水幹線や調整池を整備し、公共下水道の雨水整備を推進します。

③浸水区域の改修・整備

豪雨時の浸水被害発生地区の改善を図るため、側溝、排水管や調整池等の排水設備の整備を推進します。

④雨水流出抑制施策の推進

集中豪雨など洪水時の河川への流出軽減を図るため、引き続き調節池（＊42）の整備に努めるとともに、雨水の一時貯留施設を配置するなど公共施設を雨水流出抑制施設として積極的に活用します。また、道路の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、雨水浸透対策のため、透水性舗装などの導入に努めます。なお、一定規模以上の建築物や個人の住宅についても雨水浸透対策に対する積極的な協力を求めます。

（2）計画的な土地利用と市街地整備の推進

市街地の都市基盤整備事業及び土地区画整理事業などの施行の際には、都市空間の整備等を図り、災害に強いまちづくりを進めます。また、木造密集市街地などの防災上危険な市街地は、狭隘（きょうあい）道路の拡幅整備や空地整備、建物の不燃化の促進などにより延焼防止に努め、良好な環境を維持している低層住宅地においては、宅地内におけるみどりの保全、緑化の促進などにより防災面の維持向上を図ります。

（3）避難路等の整備

指定緊急避難場所に指定されている公園や学校などにつながる避難路としての道路における歩道整備と、火災の延焼防止効果のある街路樹などの整備を推進します。

また、災害時における緊急輸送に必要となる路線の機能確保のため安全性を高めます。

指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全点検及び避難誘導標識の整備に努めます。

（4）指定緊急避難場所の指定及び解除

今後、人口分布や指定緊急避難場所周辺の防災環境の変化や公共施設の設置状況等に応じて新たな指定緊急避難場所の指定、選定済みの指定緊急避難場所の解除を行います。

また、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）での生活が困難な避難行動要支援者等に対応するため、福祉避難所（＊43）を指定します。

（5）指定緊急避難場所等の整備

指定緊急避難場所に指定されている公園や学校などについて、その機能を確保するとともに、火災の延焼防止効果のある植栽や防災施設などの設置による機能強化を推進します。

（6）建築物等の安全対策

建築物などの耐震性の強化、不燃性の誘導に努めます。特に、既存建築物については、野田市耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進します。また、道路（歩行者専用道路を含む）に面した危険なブロック塀等の撤去を促進し

ます。

（7）地域の防災力の向上

市民一人一人の防災意識の向上及び自主防災組織等の共助による地域防災力の向上を図ります。

（8）防犯対策の推進

安心して住むことができる住環境づくりは「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識のもと、市と防犯組合等の地域が連携し、防犯まちづくりを推進します。あわせて、防犯灯や防犯カメラの整備と機能管理を行い、防犯力の向上を図ります。

また、防犯に関する情報を配信することで、市民と情報を共有し、安全に対する意識の向上や安心安全な社会環境を推進します。

空家については、適正管理を指導することにより、管理不全な空家の解消に努めます。あわせて、空家バンク制度（※44）の周知を行うとともに、活用策を盛り込んだ空家等対策計画を策定し、空家の有効活用の推進に努めます。

3-9

野田市を満喫できる環境づくり



～健康・スポーツ・文化・観光・レクリエーション環境整備の方針～

1) 基本方針

(1) 健康スポーツ文化都市宣言に基づくまちづくり

障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、すべての人々がスポーツや文化活動を通じて、人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育み、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現を目指します。

(2) 野田市の文化を支える歴史や自然資源の保全・活用

市内に点在する歴史、文化資源や、豊かな自然資源などは、野田市の文化を伝承し、新しい文化を創造する貴重な資源として積極的に保全・活用を図ります。

(3) 観光資源の充実とネットワーク化

身近な観光資源の潜在的な魅力を再確認し、観光スポットの充実を図るとともに、観光資源間のネットワーク化を推進します。また、野田市の特性と特色のある地域資源をいかし、魅力発信拠点、賑わい創出拠点及び防災拠点となる道の駅の整備を図ります。

2) 具体的な方針

(1) 歴史や文化、自然資源とふれあうための環境整備

① 歴史、文化遺産の保存・活用

市の北部は関宿城の城下町として、南部は醤油醸造業を中心に、豊かな歴史と伝統が育まれてきました。市民が主体となった街並み保存、活用のための組織活動を支援するとともに、文化財保存活用地域計画を作成し、歴史的遺産や文化財の保存・活用を図ります。

また、中心市街地に多く残る歴史的街並みの観光資源としての魅力を高め、中心市街地の活性化を図ります。

②みどりや川とふれあう場の整備

利根川、江戸川及び利根運河の広大な緑地や市街地内におけるみどりについて、サイクリング道路の活用やレンタサイクルなどの気軽にみどりや水に親しむことができるふれあいの場の整備を推進します。

(2) スポーツ文化活動の充実

①地域交流の拡大

スポーツや文化活動を通じて、多くの仲間をつくり、地域の交流の輪を広げます。

さらに、多様化した市民のニーズに対応するため、市民活動の拠点となる生涯学習の場や、スポーツ・レクリエーション活動の場づくりを進め、スポーツ及び文化施設の整備を実施するとともに、スポーツ及び文化情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ及び文化環境などを整備し、健康で豊かな心とからだを育て、元気で明るく活力に満ちたまちづくりに取り組みます。

②スポーツ、レクリエーション環境の充実

野田市の広大な自然空間をいかした市民の多様なスポーツ・レクリエーションニーズに対応するため、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、野田市スポーツ公園、各種スポーツ施設及びサイクリング道路などの整備を図り、さらに、地域スポーツ活動の推進及び関宿あおぞら広場等のレクリエーション施設の利用促進に努めます。

また、スポーツ推進計画の内容の充実を図り、スポーツを推進していくとともに、旧関宿クリーンセンター跡地や遊休農地の活用によりスポーツ環境の充実を図ります。

(3) 新たな観光資源の創出とネットワーク化

野田市を訪れる人々にやすらぎを与える貴重な歴史・文化遺産、水とみどりの豊かさをいかしながら、新しい魅力を付け加えた観光資源としてのネットワーク化を図ります。

また、市外から快適に観光に来ることができる交通網の整備とともに、散策コースとなる道路の機能強化を図ります。

①公衆トイレの整備

公衆トイレは、史跡めぐりなどの観光客やサイクリングロード利用者などの集客に必要な施設であり、シティプロモーション（※45）の一環として進める必要があることから、既存の観光施設の整備や新たな観光資源の発掘に合わせ、公衆トイレの適正な配置計画を作成し、随時整備を図ります。

②道の駅の整備

野田市の特性と特色のある地域資源をいかし、魅力発信拠点、賑わい創出拠点及び防災拠点となる道の駅の早期整備に向けて、基本構想を策定し、国と協議を進めます。

（４）市民活動を支える文化施設の充実

①文化センターの機能充実

地域文化の向上を図るため、様々な芸術文化に触れる機会を提供し、積極的な文化事業の展開により、優れた芸術文化活動への啓発や文化祭等の市民参加型事業等創造性のある事業を行うとともに、鑑賞能力の向上及び文化を創造する人材の育成に努め、文化センターの機能充実を図ります。

②公民館の機能充実

市民提案型講座の募集、実施などにより、市民が生活の中で得た知識や技術を地域に還元してもらい、個性ある地域文化を形成できるような仕組みづくりを行います。市民の学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努め、身近な生涯学習の場となる公民館の機能充実を図ります。

③鈴木貫太郎記念館の再建整備と郷土博物館等の機能充実

地域の歴史や文化を学び、愛着や誇りを持つために、郷土の偉人である鈴木貫太郎翁を顕彰するための鈴木貫太郎記念館の再建整備に取り組み、学校教育や生涯学習の機会を積極的に捉え、平和教育の推進や郷土愛の醸成を図るとともに、市民が直接参加しながら学び、研究し交流する場に転換した博物館機能の更なる充実を図ります。また、郷土資料の収集、整理・保管及び調査・研究により、十三世名人関根金次郎や山中直治などを顕彰し、野田市の文化的資源を再評価するとともに、展示方法や博物館等の在り方について検討し、博物館等サービスの充実に努めます。

④図書館の機能充実

生涯にわたる学習意欲の高まりに対応するため、特に郷土資料などを中心に、地域図書館として必要な資料について、興風図書館での収集・保存を進めます。また、国立国会図書館、千葉県立図書館を始めとする市外の図書館と連携・協力して、豊富な資料の提供、検索システムの拡充等、資料・情報提供の充実に努めます。

加えて、興風図書館が読書・学習・情報センターとしての学校図書館との連携を深め、情報の共有を進めるとともに、調べ学習用の図書資料の提供など、学校図書館の運営支援を進めます。

⑤ 多世代交流センターの整備

子どもから高齢者まで幅広い世代の交流や地域の仲間づくりの場とするなどにより、地域コミュニティを維持発展させるため、コミュニティセンターよりも狭く、自治会館よりは広い地域を対象とした地域コミュニティの拠点として、多世代交流センターの整備を図ります。